

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月9日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月9日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。全協終了後には第1常任委員会を開催し、議員行政視察について御協議いただきました。また、議会広報委員会の皆さんには議会だより速報版の作成を行っていただきました。

次に、9月13日から16日まで第1常任委員会、第2常任委員会を開催し、平成27年度川根本町一般会計及び各特別会計決算の認定審査を熱心に御審議いただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、平成28年第3回の川根本町議会の定例会最終日を迎えたということで、これまでも皆様方にはそれぞれの委員会で御審議をいただきましたこと、重ねてお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そのような中で、9月1日から本日まで約一月、行政報告をさせていただきます。

お手元に詳細につきましては配付をしてあると思いますけれども、9月1日に9月の定例会が開会をされたということで、9月2日には職員の採用試験がございまして、今回は大卒の方を面接し採用を決定したというのが2日でございます。

9月6日ですが、教育総務課と打ち合わせをいたしまして、その後、県の皆さんがお見えになるということで、その打ち合わせをさせていただきました。

9月6日ですが、静岡の財務事務所の所長がお見えになりましていろいろ面談をさせていただきました。

この日ですが、県の町村会の総会がございまして、市長並びに町長が合同で会議を藤枝市で行ったというのが9月6日でございます。

9月7日には、さわんどクラブの皆さんが要望活動にお見えになりました。あそこのさわんどの整備をしてほしいというようなものが主なお話でございました。

9月7日ですが、文化会館の年間行事のプロポーザルがございまして、決定をさせていただきました。

9月8日ですが、あかいしの郷の理事長と面会をいたしまして、今後のスケジュール等につきましてのお話し合いをさせていただいた。まだ遅れるというようなことの報告がございました。

9月8日です。給食センターの運営委員会が総合支所でありまして、出席をしております。

9月9日ですが、定例会の2日目ということでお世話になりました。

9月9日、美しい村連合の資格委員の方がお見えになりまして、面談をさせていただきました。

9月10日ですが、サテライトオフィスの企業の役員の方が来町されました。世界的なインドのIT関係の役員の方がお見えになったということで、県の皆さんも大勢おつきになって、いろいろな御紹介をさせていただきました。

9月10日ですが、地域活性化のインターンシップの企画の発表会が管理センターでございました。特に産業大の学生の皆さんが提案をさせていただいたということでございます。

9月13日、決算特別委員会が開催をされております。

この日には、県の総合教育会議の有識者委員会の皆さんがお見えになりました。大変力のある委員会です、ここで方向性が決まるというようなこともお聞きしたものですから、議長と一緒に出席をさせていただきました。

9月14日ですが、決算特別委員会が開催をされております。

9月15日も決算特別委員会でございます。

9月16日は、委員会の後に現地の視察をさせていただいたというのが9月16日です。この日には、JAおおいがわの幹部の皆さんが川根本町にお見えになったということで懇談会を開催しております。

9月17日土曜日ですが、本川根小学校の運動会が開催をされております。

9月21日には、県の農業会議の常設審議会が静岡市で開催をされました。出席をしております。

9月21日、まちづくり川根フォーラム、これは川根町のNPOの皆さんが川根をどうするかというようなフォーラムでございまして、招待されて出席をしております。

9月23日ですが、TBBS社長がお見えになりまして、今後の展開等についてお話し合いをさせていただきました。

9月23日ですが、観光協会の会長がお見えになりまして懇談をしております。

9月23日、電源開発の役員の皆さんがお見えになりました。これは、電源開発の鉄塔の関係がございまして、線を太くするというようなことがございまして、その関係で鉄塔も改修をするというようにお話がありまして、大変長い距離だものですから大変日数もかかるというようにお話をしておりました。

9月23日ですが、この日に川根町の大井建設がお見えになりました。これは、地名にあります藤原組が会社を解散したというようなことがございまして、その後、大井建設が事務所を藤原組のところへ開くというように御案内がございまして面会をしております。

9月25日ですが、南部小学校並びに第一小学校の運動会がございまして出席をしております。

この日ですが、赤石太鼓の記念のコンサートがございまして、出席をしております。

9月26日には、徳山の聖母保育園が来月50周年の記念を迎えるということで、御招待の御案内がございまして面談をしております。

9月27日本日、9月定例会の最終日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、芹澤廣行君、鈴木多津枝君、中澤莊也君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） おはようございます。3番、野口直次です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

いつものようにここで発言させていただくのは、多くの町民、地域の支えがあつてのことです。感謝いたします。

今回のテーマは、災害をテーマにいたしました静岡新聞の「沈黙の駿河湾東海地震説40年」特集取材の記事、また川根本町の地域防災計画等を参考にさせていただきました。

少子高齢化の進む中、住民が少しでも自助、共助に立って個々の防災力の向上を図っている昨今、自主防災会、町、そして県、防災への取り組みに日ごろから努力している関係者の皆様に感謝しつつ質問をいたします。

東日本大震災、今年は熊本・大分地震、岩手県・北海道台風の上陸、特に台風15号は甚大な被害、最近では台風16号によって九州・四国地方においては猛烈な雨、時間当たり、場所によっては140mm以上、1日で9月の一月分の1.5倍、約500mmの雨量と聞いて理解しがたい気象変動に驚いています。日本は大規模で広範囲に及ぶ災害が多発している傾向にあるように感じられます。当町は、幸いにも大きな災害は発生していないが、地形、地理的にも大規模災害発生の際には数々の心配があると思っています。

質問事項は、大規模な災害（南海トラフ巨大地震、台風、大雨等）時における今後の対策、地区及び住民への取り組みについてお伺いいたします。

(1) 地震直後、倒壊家屋からの住民の救出方法は。近所のけが人を応急処置患者の対応は。災害時医療体制の確立はどのようになっているか。

(2) 地震、台風等で当町の山間部の孤立予想集落はどれくらいか。災害によってもいろいろだと思いますが、地震の場合。ヘリポートの整備状況は。万が一ヘリがおりられない地区は把握してあるか。

(3) 避難所の運営方法は。各地区、避難所への災害支援物資の仕分け、輸送は現在どのような形で確立をされているのか。また、観光客の避難誘導、受け入れ場所はあるのか。

(4) 災害に地元の土木建築関係の重機、人材の確保は10年前に比較して充実しているのか。

(5) 中長期的な復旧・復興のある程度のマニュアル（業務継続計画）について、県外の市町村との防災協定の早急な締結についてお伺いします。

(6) 震災復旧支援、町からの派遣職員が東日本とか熊本に行っておりますが、状況を町民に話す機会づくりは町として考えておられるか。

以上、壇上からです。よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口直次君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

なお、少し増えていたものですから、後ほど担当のほうから詳細については説明があるかもしれませんが、御承知おきをいただきたいというふうに思います。

議員が御指摘のとおり、東日本大震災、熊本地震のみならず、昨年9月の鬼怒川堤防決壊や、記憶に新しいところでは8月31日から9月1日にかけて東北、北海道を襲った台風10号による被害と、大規模、広域的かつ甚大な被害が頻発しているのが現状でございます。中でも台風10号による岩手県岩泉町の状況は、議員が御指摘のとおり、災害時医療体制や孤立集落対策など、当町でも起こり得る状況と痛感をいたしております。

御質問にありました応急処理後の患者の対応や災害時医療体制の確立に関しましては、町では平成26年度において町医療救護計画を策定し、その詳細を記載しておるところであります。

具体的には、災害時には本川根診療所、上長尾田澤内科医院、大下医院の町内3カ所に設置する計画となっておる救護所において可能な限りの救護処置を行うとともに、トリアージ、医療スタッフ、医療品等の限られた医療資源を最大限に活用して救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うために傷病者の傷病の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定する行為を行い、この優先順位に従って患者搬送、病院選定、治療の実施を行うとされております。

また、懸念をされております町内の医療資源不足に対応するための災害派遣医療チーム、DMATをはじめとする医療チームの派遣や医療品等の物資供給等に関しては県へ要請することとされております。

次に、山間部等の孤立集落に関する質問であります。孤立予想集落の数としては19地域を想定しております。

また、ヘリコプター離着陸場に関しましては、地域防災計画資料編に一覧表を掲載し、町のホームページにも掲載したとおり、町内20カ所を指定しているほか、本年7月には自衛隊、警察関係者により一部孤立予想集落内のヘリポート現地確認を行ったほか、静岡市消防局においても、ドクターヘリと比較し大型である静岡市消防局所有ヘリコプターの離着陸の可能性に関しても、再度、現地確認を実施したところでもあります。

議員御懸念のように、当町の防災上の最大ともいえる課題は、孤立集落対応であると認識しており、消防、警察、自衛隊等の関係機関との協議を重ね、その対応を確立していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから野口議員の御質問がありました何点かの詳細な点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、避難所の運営に関しまして、避難所への災害支援物資の仕分け、輸送方法の考え方、また観光客等、町民以外の避難者への対応についてという御質問についてお答えをさせていただきます。

避難所運営に関しましては、平成23年に策定しました避難所運営マニュアルをもとにして

避難所として指定してあります町内小・中学校等において、毎年、避難所運営の役割分担確認、また施設の防災諸機材の整備・配備状況の確認等を実施しております。

また、避難所への災害支援物資の対応につきましては、町外からの緊急物資集積場所として健康増進施設並びに文化会館の2カ所を指定してございます。この2カ所において町外から搬入された物資の仕分けを行うこととされており、現在、各自主防災会の防災倉庫には非常食、毛布、給水袋を備蓄しておるほか、避難所であります小・中学校においては簡易トイレ、避難所の仕切り等、また発電機等の配備を進めているところであります。

観光客等の町民以外の方の対応でありますけれども、基本的には、これらの方々が長期的に町内の避難所において避難生活を送るということは多くはないということが想定できると思います。町の防災計画においては、これらの方々が必要とする生活関連物資においては、地区自主防災会の備蓄物資とは別に、町の防災倉庫に備蓄している物資等を提供して対応していくという考えでございます。

次に、災害の際の大きな復旧の力であります地元土木業者の状況についての御質問でございます。10年前と比較をしてどうかという御質問だったかと思っておりますけれども、事業所の数におきましては、10年前の平成18年度の10社に対しまして現在は11社と数的には増加をしております。また、比較している資機材、重機等の状況については、10年前の状況がなかなか確認が難しいところもございまして、詳細については正確な動向はつかんでおりませんが、大きな変動はないのではないかという思いでおります。

しかしながら、重機を扱えるオペレーター等の人材は、建設事業者の従業員の方々の多くが町外からの通勤者であったり、そのような状況から、災害が発生した場合に、重機があるけれどもオペレーターがいないということも一つの懸念材料であるということは認識をしております。

したがって、災害発生時におきましては、できるだけ早期の自衛隊等の外部からの重機力を持った支援部隊、支援力の展開に向けて、災害の派遣要請であるとか、部隊の進入の際の道路確保であるとか、いろいろな形の対応に努めていきたいと。そのためには役場の災害対策本部の機能充実強化を図るべきだという考えに立っております。

本年8月28日の防災訓練におきましても、県の危機管理局の指導を受けながら、警察、消防、自衛隊等との連携強化、本部運営強化訓練を実施したところでございます。また、国土交通省河川事務所におきましても、電源車であるとか配水ポンプ車といった特殊車両等も災害時には御協力いただけるといった形のお話し合いをさせていただいております。

次に、中期的な復旧計画、マニュアルといった話の業務継続計画の御質問でございました。静岡新聞にも大きく取り上げられた話かと思っておりますけれども、大規模震災に備える業務継続計画、BCPでありますけれども、この策定に関する状況ですが、この業務継続計画は、大規模震災が起きた際に、町の職員が基本的には災害対応に追われるという状況を受ける中で、例えば住民基本台帳システムの早期回復であるとか、通常業務への対応を早期に求められる、

それへの対応を通常から備えておくべきための計画でございますけれども、その策定状況はどうかということであります。

この計画につきましては、国においても策定をするべきという指針を示されております。特に当町のように人口1万人以下の町におきましては、当然、市町村の職員、役場職員も数がたくさんいるわけではありませんので、災害対応に追われて余力のある職員が現実的にはおるわけではないものですから、早期の復旧のための手順の重要性は痛感をしているところであります。

新聞にも載りましたが、町としても、その辺の重要性を重々加味しまして、策定に向けて状況確認を行いながら、今年度中にはその骨子、方向性を定めていきたいといったところで取り組んでいるところであります。状況でありますけれども、言うなれば行政の全ての骨組み、取り組みに係る計画でありますので、どうしても時間がかかるといった状況ではあります。そのような中でも早期に向けて取り組んでいきたいというように考えております。

防災協定に関する御質問もあつたかと思えますけれども、県外市町村との防災協定はと、6月議会の際も藺田議員より同様の御質問がありまして、具体的には協定を結んでいるところはないといったふうなお答えをさせていただいております。その際もお答えをさせていただいておりますけれども、県中部圏の市町とは災害応援協定、建設事業組合とか様々な各種団体との災害支援協定は締結をさせていただいているところでございます。

災害協定、防災協定に限らず、他市町との相互支援協定については、その締結前のそれぞれのお互いの市町との交流、友好があつて締結につながっていくものと考えております。幸い当町は、ユネスコエコパークでありますとか日本で最も美しい村連合等の他都道府県の市町との交流が最近進んでおります。そういうものを踏まえて、防災協定、災害支援協定に向けての対応がとられていければといった考えを持っております。

最後に、災害復旧に派遣した職員の体験を町民の方にとのお話でございました。

この場をかりて熊本震災への派遣の状況も御報告させていただければと思えますが、熊本の地震に関しましては、復旧支援といった形で、全国知事会の要請により、静岡県は熊本県の嘉島町、熊本市の隣の町になりますけれども、そこの復旧支援を担当することとなりました。県の現地支援対策本部に人的派遣をするということで、県を中心に県の市長会、町村会から要請を受けた職員を派遣したところでございます。県下におきましては全35市町、延べ206名の職員が派遣をされ、災害支援業務に従事してまいりました。当町からも4名の職員を派遣させていただき、それぞれ職員は現地対策本部要員としまして、罹災証明発行関連のデータ処理業務、避難所支援管理業務、被害家屋の調査業務、罹災証明発行業務に従事してまいりました。

議員御提案のように、今後、派遣した職員が直接見聞きした状況を住民の皆様にお伝えし、意識向上につながるような対応を今後とも検討してまいりたいと思っております。また、役場としても、災害時の復旧支援業務に実際に従事した職員はこのような被災地に派遣した職

員しかおりません。そのようなことから、まず職員に対して派遣した職員の声を伝える機会を持って、情報を共有しながら行政としての対応を検討していくといったものから取り組んでいきたいといったように考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、私的にはちょっと手違いで大変町長には御迷惑をかけました。申し訳ございません。ここで謝ります。

では、再質問をさせていただきます。

ヘリポートの整備状況というのは町長が今答弁の中で大変詳しくやっていたわけですが、その中で、やはりヘリポートのきかないところが思ったより少ないということは大変うれしく思います。例えば孤立した地域でけが人等がない場合は、しばらくの間はその地区で面倒を見ていただくかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） けが人等の対応につきましても、可能な限り先ほど申しあげました救護所に搬送できれば搬送していただく、そうでない場合については、医療部隊が展開するのを待っていただくという形にならざるを得ないと思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 防災計画の中に公民館、集会所、学校と場所というんですか、学校のグラウンド、駅前広場等が、一時的に避難できる施設がありますと言っておりますが、一時的というのはどのように解釈したらいいかお願いします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 御質問の趣旨としては、一時的ということで避難地と避難所の区分という形でよろしいかというふうに思いますけれども、一時的という形、避難地に対する対応でありますけれども、いろいろな災害が発生した際に一時的にとりあえず避難をする場所を避難地として、防災計画上は地区集会所等を指定させていただいております。

避難所につきましては、被災後、自宅を失った方であるとか自宅に戻れない方が一時的に、その状況が回復するまでの間、共同で生活を送る場所を指すものでありまして、町の計画においては小・中学校等を指定させていただいている状況であります。

したがいまして、長期的な避難生活を送る場所としては避難所と、一時的に被害発生時に避難をする場所は避難地という形になります。避難地につきましては、地区集会所等を指定させていただいておりますが、震災状況におきましては、過去の国内の震災を見ても、その場所に行かず周辺の数軒の方々が集まって一時的に対応するといったものも、要は避難地といった形で対応になるかといった考えを持っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） その避難地という言葉と今の避難所というようなことはわかったんですが、観光客なんかの場合とかあるいは地域の人が、思ったより地震の被害は少なかったけれども、一晩、二晩生活をしなくてはならないというときの避難は避難所に行くのか、あるいは、そこは難しいな、今の避難地と避難場所で結構です。

その中で、避難地において、52カ所一応指定をされている中で、災害の種類によって使用できる場所、できない場所が明記されています。種類とは地震、風水害、土砂災害が明記されておるわけですが、当然、複合災害も考えられます。住民、特に観光客には避難場所の内訳をどのようにわかっていただくか、知らせてもらうかということです。その辺は何か考えておられますか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員今おっしゃられたとおり、防災計画において災害種別、地震、風水害、土砂災害において避難地としての対応を区分させていただいております。いろいろな形の複合災害等も当然想定をされるわけでありましてけれども、言うなれば臨機応変的な対応で乗り切っていくという形になろうかなと思っております。

観光客等の誘導については、当然、その観光施設の中でどこが誘導するといった形のものについては、施設としての避難計画を所持するべきだというふうに考えております。一時的な避難をどこにするか、またその後の避難所とか長期的なものについては、当然、行政のほうから指示を出していくという形になろうかなというふうには考えます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 先ほどの質問に関連しますが、避難経路の中でちょっと私、問題を指摘したいと思います。

案内標識の疑問について質問いたします。例えば茶茗館は避難場所に追加され、災害種別では地震のとき利用できますということです。茶茗館の入り口には、中川根第一小学校、広域避難所700メートルの案内板があります。避難資料から見ると、第一小学校は地震と土砂災害でグラウンドのみが対象で、校舎は使用できません。また、洪水ハザードマップの場合も浸水が5メートル以上が明記され、学校は避難所から外され、風水害のときには利用が不可能です。

当然、先ほども課長が言ったように茶茗館の職員、またその観光地案内誘導指示もあると思いますが、水川地区にも新しい避難先ができたのは大変ありがたいわけでございます。ところが、その自主防災会にしてみますと、地区一つからまた分散という課題が出てきます。観光客、来町者が第一小学校へ行けば命は助かる。ところが、駆けつけてみたらグラウンドには対応者が見当たらないということが考えられますので、その辺の、標識一つとってもそうですが、知らせるといふことの難しさに、今後どんなふうに対策を考えておられるかお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃるとおり、いろいろな形の周知、情報を伝えるということについてはいろいろな面で難しい点があるかと思えます。

茶茗館に關しましては、先ほど来申し上げております避難所という形については第一小学校が直近という形でそのような表示が、道の駅関連の中では土木事務所のほうで設置したというふうに認識をしております。また、道の駅について防災拠点としての整備を進めるといった意味で、緊急時のトイレであるとか発電設備等も整備をしております。その結果として避難地であることの機能も茶茗館は有しているというふうな状況でございます。

そういう状況でありますけれども、先ほど来申し上げたように、広域的な、また長期的な避難所としては直近は第一小学校、また水害等の場合で第一小学校が使用困難という形のものも含めれば、直近でおきますと川根高校も同様な避難所として指定をしております。先ほど来申し上げましたが、臨機応変的な対応の中で、広域的な、長期的な避難所についても対応を図っていくべきものというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 災害の被害の仮定ばかりでもいけないんですが、やはり資料を調べている中でもう二、三質問をさせていただきます。

その広域避難所というのは、実際、北部地区ではあるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それではお答えいたします。

当然、北部地区にもございます。場所的には、本川根小学校、本川根中学校、B & G海洋センターを指定させていただいております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の小学校、中学校は洪水のときには使えないんですが、その点は何か対応策はとっておりますか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 現状でありますと、収容人数の関係とかいろいろな状況の中でその3カ所を指定させていただいておりますけれども、災害に応じては、先ほど来申し上げているとおり、いろいろな形で状況を見て対応していかなければいけないというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 避難場所の混乱防止、安全、適切な管理ということで町の職員を配置するというのが明記されているんですが、どのような、例えば地震のときにはどの時点で職員がどの避難所にとすることはある程度、少ない職員で防災本部も立ち上げておるわけですが、その辺、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 避難所、長期的に避難生活を送る場所としては現在11カ所を指定

させていただきます。主に小・中学校、高校等でございますけれども、当然、避難所を開設する際には全ての避難所には職員を派遣いたします。開設時には職員を派遣いたしますが、小・中学校につきましては学校の先生方にも、学校が休みでないときにはいろいろな形で中心的な対応をとっていただくような話もしておりますし、対応の際の初動態勢の御協力をお願いをしているところもございます。

町の職員としても、先ほど申しあげましたように、全ての避難所については開設時には職員を派遣するような方向で対応したいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 例えば開設というのは、地震によって避難者がその避難所に行くと思うんですが、例えばある地区によってはその地区に、これは洪水なんです、避難所が既に浸水するというところでほかの広域の避難所に行かなくてはならないというところが、私が知る限りでは3カ所以上あると思うんですが、そのとき、例えば避難準備情報が出た時点でもう避難所は開設するのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今御質問ありました水害等の場合、台風等の場合、緊急避難情報を出した場合の対応については、避難所ではなく避難地での対応になろうかと思えます。一時的に避難をする、早急に避難をするといった形になりますので、長期的な避難ではないので避難地の対応になりますけれども、避難地対応につきましては、避難準備情報が出た段階では当然開設の準備をしていただくといった形で、管理者であります、地区集会所でありますれば区長さんのほうには連絡をさせていただき状況になっております。

今年も、いろいろな風水害等が台風襲来等で危惧される状況となった段階では、事前に各区長さんとは連絡をとり合っている状況でございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私の質問がちょっと説明に欠けているところなんです、繰り返しますけれども、その地区の集会所が使えないということになりますと、そこに台風等あったときには当然、例えば中学校に避難する場合は3地区ほどの方が避難するわけですが、ほかの2地区は地元で集会所があるわけです。ところが、先ほど言った3カ所の人たちはその地区に避難所がないといった場合は、空き地かどこかへとりあえず避難するのか、あるいはそのまま先ほど課長が言ったように避難所へ行けるのか、もう一度確認いたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 長期避難の場合の避難所への対応かと思えますけれども、避難所については一応地区を分けてありまして、そのコミュニティーを維持するといった形でコミュニティー単位の避難生活をお願いしたいという考えがございます。それに伴いまして、移動が可能な場合は移動をするという形になろうかと思えますけれども、当然、移動困難な方

等もあろうかと思えます。それらについては対応ができるような形で努めていきたいというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） その対応はいいんですが、じゃ実際といったことに対して、例えば本当に大雨で、避難誘導は自主防災会の区長が責任を持ってというほどの強い明記が防災計画にはあると私は思っておりますが、当然、先ほど言ったように区長、自主防災会長は役場とか相談すると思うんですが、私たちの地域のように、避難場所まで4キロほどあるんです。そうすると、あつてはならないんですが、大規模なときに落ちついて避難場所に行くときはいいんですが、急遽、災害発生時にこれは大変なことが起こっているというときに、200数名の人たちを避難させるという判断に対して非常に、責任と同時に大変なことを委ねているわけですが、そのときに、その地区にも避難するところがなくて、避難するところに土砂災害危険地域が3カ所、あるいは国道がもう浸水するといったときには本当に孤立するわけです。

ただ、孤立したとき、私、2年前にも質問したんですが、その時点ではどこか高台にという気持ちと、今の課長の話は若干重みがあつていいんですが、もし大雨のときに、この地区で例えば神社とか茶工場、そういうものが利用できるかとか、もっと幅広い避難の場所の検討も必要ではないかと思われまふ。私の地区の話ばかりで悪いのですが、非常に山と川が迫っておりますので、一回避難経路を見ていただきながら、その避難地の誘導経路も再確認しながら、その場所の避難地を一つ探していただくことも今後検討していただきたいと思ひます。そういう小部落はほかの地区にもあると思ひます。その辺も前向きに考えていただきたいと思ひます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 避難地につきましては、各集会所という形で指定をさせていただく状況が多いわけでありまふけれども、水害等につきましてはだんだん時系列的に災害が発生する、突発的な豪雨も最近あるわけでありまふけれども、地震と違ひまして、突然発生するといった形のものよりは時間的な経緯が水害の場合は若干あると思ひます。

それに伴ひまして、避難についても避難準備情報、避難勧告、避難指示といったような段階をいろいろな形で踏まえて指示が出ていくわけでありまふけれども、議員言われるように、その際に地区集会所までは足が悪いとかいろいろな形で避難できない方々については、ある意味自助、共助の中で地区の中の一時的に避難する場所等を把握していただき、その情報を集約できる場所、地区の避難地等に集約していただいて、この方はここまで来られないからあそこにいるよといったような形の情報を、地区としてまず把握していただくといったような形の取り組みをしていただければありがたいと思ひます。

行政としましても、全地区全ての情報を把握するというのは当然のことながら無理があります。その中でいろいろな形で、自助、共助、その先の公助につなげるための情報伝達をが

よりスムーズにいくような形を地域の皆様と今後とも深めていきたいというふうに考えます。
以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の発言の中ですが、防災訓練とかそういうときじゃなくて、やはり日ごろ町の防災担当者と、なかなか自主防災会の、部落の地区の役員を兼ねているわけですが、これから多種多様な災害がございますので、今以上にまた課長が言うように密に連絡し合っていて、とにかく自分の命は自分で守るとというのが原則でございますので、さらなる情報交換をお願いしたいと思います。

その情報交換の場というのがなかなか、役員等はいろいろ出る機会があるんですが、やはり区民等に、例えば防災訓練のときに30分とかというような時間でも結構ですので、町のほうあるいはその専門が出てきて説明できる時間はあるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 検討はさせていただきたいと思います。検討させていただきますが、行政もなかなか頭数がおるわけでもなくて、行政としての対応もまだまだ未熟な部分、不十分な部分がございます。そちらの対応もあわせてしている状況でありますので、また御相談をさせていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 話が前後して悪いのですが、課長の答弁の中で、観光客は長期的にはということですが、町がその物資をどれぐらい観光客に対して持っておられるんですか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 明確に何人分といった形のものではございませんけれども、防災計画の中でも資料の中で町内3カ所の防災倉庫を持っております。その中で食料でありますとか生活物資等を備蓄させていただいております。それらの中から配備していくという形を考えております。

各地区においては地区住民の方の非常食等を備蓄させていただいておりますし、お願いでありますけれども、地域住民の方は、従前は3日間、最近では1週間分といった形の食料等を各自備蓄していただきたいといったことの広報もお伝えをさせていただいているところでありますので、それらとあわせて、観光客の方については今ある防災倉庫の中のもので対応していくという考えを持っております。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいま観光客の防災に対する備蓄はというお話でございますけれども、各施設におきましてそういった対応をできるように意識としては持っていてという現状で、行政のほうから何日分を必ず備蓄しなさいというようなことはしておりません。

したがって、例えば寸又峡の温泉のほうで観光客がお泊まりになっていて災害があっ

て滞在をしていなければならない場合は、宿泊施設のほうで一応対応をしていただきまして、足りない分についてはその後の行政という形になってくるというふうに感じております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ある程度の具体的なお話ありがとうございました。

長期化ということはできるだけ、やはり道路とか何かの復旧・復興が大事だと思うんですが、先ほどの防災協定の中にもあって前回も菌田議員も発言したんですが、どうしても住民は町に頼る、町は一生懸命やっただきながら、やはり大きな災害救助法とか何かというと、県、激震災害とかいろいろな指定を受けることもあるわけですが、とにかく自衛隊にこちらに来ていただくという中で、重機とかというのは実際持ってきていただくよりその、先ほど作業員等が高齢化あるいは町外に離れて住んでいるので、いざというときには自衛隊はある程度人員で来るのか、あるいは先ほどの防災協定の中で、恐らく東海地震とか大きな地震があると中部地区はほとんど自分の対応で、県も大変なことになっている中で、これは国との関係もあるでしょうけれども、やはり何とか他の県からの応援というのをもっと明確にすべきではないかと思うんです。

これは一町の問題ではありませんので、県とか国もあるんですが、私はもう一步進んでやはり応援ということを考えていただきたいと思います。その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 大規模震災は起きないにこしたことはありませんけれども、今年の熊本震災においても、まず消防については関西以西の各県の消防局が災害派遣で対応しております。静岡県の静岡、浜松の消防局は派遣をしておりますけれども、京都以西の各県の消防が派遣をされております。自衛隊につきましては、青森、本州の部隊から全てそれ以南のものは派遣したというふうに聞いております。

そのような大規模震災になりますと、議員おっしゃるとおり、各市町個々の対応ではなく大規模対応という形で、消防庁でありますとか自衛隊、防衛庁の中の派遣といった形で物事が動いていくという形になろうかなと思っております。当然、派遣要請、大規模震災の対応については町を通じて県、県から国といった形で流れていくわけでありましてけれども、いろいろな形の中で大規模震災については対応をしていきたいというふうに考えております。

また、大規模震災の際の自衛隊につきましては、御殿場にあります自衛隊または習志野にあります第一空挺団が一応うちの町の災害支援部隊といった形の割り振りにはなっております。なっておりますけれども、議員おっしゃるとおり、広域大規模震災になりますと当然自衛隊の人員も限りがございますので、いろいろな形の中で派遣される方々についての対応といったものは心配される場所でありましてけれども、そんな状況であるからこそ、まず自助、共助、町の公助も含めて、乗り切れるところについてはやっていかなければいけないという考えを持っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 最後になりますが、どうしても災害はあってはならないということで想定という話で非常にかみ合わないことで、私もまた今回もしまったと思っております。

最後になりますが、大規模地震で当町の被害想定では人的被害、建物等の被害も結果、幸いにして少ないと見込まれている中で、当町は山間地ゆえ土砂災害による急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の課題はある中で、広域消防化により消防施設の整備の強化、IP告知放送システム本格導入をはじめ、通信情報施設の充実、公共施設の耐震化、備蓄食料の確保、避難所用の資機材の整備、急傾斜地崩壊対策等、町民が安全で安心して生活できるまちづくりへの対応は、私は大変評価できると思います。

自分の命は自分で守る、自分で判断して素早く避難所へ、地域ふるさととは自分たち区民が守るということは冒頭にも述べましたが、町民が自ら今以上に一步踏み出す取り組みが今必要だというように私は考えております。生涯学習ではありませんが、やはり防災学習、地域・地区それぞれ支援の方法も変化してきている時代だと思いますので、今後、連合自主防災会ということも視野に入れてもいいのではないかと思います、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いろいろ懸念の問題点につきましていろいろ御質問ございました。

それぞれ担当課長が説明をさせていただきましたけれども、今年の町の防災訓練、初めて本部機能をどうするかというようなことで県の危機管理部の担当の皆さんも何人か来ていただき、消防署も入っていただいて、情報収集が一番大事だなということを痛感したということがございます。

いずれにしても、情報収集ができない限りは、町の対応、県の対応、国の対応、一つも前へ進まないという中で、情報をいかに収集するかということが大事だということを痛感いたしました。それにつきましては、当然ながら地元の自主防の皆さんにもいろいろな情報の提供等もお願いしなければ、一元的に情報の収集の管理はできないということがございました。これからは情報収集と本部機能の充実をどうするか。

これは、川根本町は大変広いものですから、例えば本庁と支所の場合、どちらで大きな災害があるかわかりません。そのときに本部機能をどうするかということも喫緊の大変重要な課題であるということを痛感いたしました。そのような中では、当然ながら上部の団体、いわゆる消防署、自衛隊、県、それからもう一つは国交省、これは長島ダムがあるということもあるものですし、道路の関係もあるものですから、そういう関係する皆さんとも年に一度ぐらいは協議したり、また訓練をする必要があるのかなということを痛感いたしましたということでございます。ですので、情報収集がいかにできるかという組織をしっかりとすることが非常に大事だなと。

それから、川根本町の場合は、当然懸念されるのは孤立する集落が増えるだろうと、19とか20という数字を出しておりますけれども、それ以上出る可能性があるという中でどういう対応ができるかということも想定しながら、今ドローンというのが非常に商売になっているというようなことも聞いているところですが、何が必要か、そういうふうになった場合、そういうことも現実味を帯びた対応が必要かなということを感じております。これは、地区の自主防の皆さんともいろいろな形で協力関係を構築する必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、本部機能が発揮できて情報が収集できるということが大事だなというように感じております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

大規模災害発生時には、町民全員の冷静沈着な行動が何よりも減災の道だと思います。総務課、地域支援室をはじめ関係者には敬意を表し、当たり前の日常生活が長く続くことを祈願し、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

それでは10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、芹澤廣行君、発言を許します。5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 5番、芹澤です。事前通告に従い一般質問を行います。

質問内容は大きく2点に分かれております。1点目は、奥大井地域への観光客の入り込み数の増加と来訪者の年代層の変化について4分類ほどして質問を行います。2点目は、公共施設機能の活用策についてということで、これも2点ほどに分けて質問させていただきます。

まず第1点目の大枠でございますが、奥大井地域への観光客の入り込みの数ですが、町の担当課の入り込み数の調査は、寸又峡のプロムナードゲートによる調査が主たるものと聞いております。接岨峡への入り込み数の正確なデータは現在取得しておりません。寸又ゲートでのカウントは、平成11年度より随分前ですけれども始まりまして、初年度の平成11年度は年間約13万人を記録したとデータが残っております。それから昨年度までの数でございますが、毎年減少傾向にあり、昨年度27年度は8万9,000人まで減少しているということです。

しかし、一転、平成28年度に入り、入り込み数は急激に増加し、平成28年4月より7月ま

でのわずか4カ月間のデータではございますが、平成27年昨年度は4カ月間で約2万500人、本年度に至りましては3万7,680人ということで、約4カ月間だけでも1万7,000人以上、入り込み数が増えていると聞いております。

また、商工観光課、担当課、観光協会からのこれは非公式のデータであります。この増加傾向は8月以降も継続しているのではないかというふうな見解でございます。その数は、来年の3月末までに恐らく初年度の平成11年度に迫る約13万人に戻る可能性もあるというふうなものが、担当課あるいは観光協会の見解であります。

また、来訪者の年代別の傾向は、圧倒的に20代、30代の若者層の増加が際立って見えるということです。また、60数%に至りましては、若者といえども夫婦とか恋人同士で、お二人でお見えになる方が60何%いるということも事実でございます。

この新しい来訪者に対して当地温泉組合のみならず川根本町がどのような対応をしているかということについて逐次質問させていただきます。

まず第1番目に、宿泊率の向上についてということでございます。

2番目に、減少している土産物品等の購買額の増加対策について。

3番目に、奥大井に再び来ていただくような対策はないかということでございます。

最後に、車両を使用して来訪する方が圧倒的に多い現状の中、いわゆる奥大井へ行く道路の問題について再質問をしていきたいと思っております。この問題につきましては質問席においてさせていただきます。

次に、大きな2点目の公共施設機能の活用策についてということで質問を行いたいと思っております。

第1点目は、現在、予想と期待をはるかに上回る実績を上げている町教育委員会教育総務課、生涯学習課が総合支所において活動されている現状は、決して実績、機能面において遜色のあるものではございません。一方、将来、我が川根本町の小・中・高の高い教育水準のさらなる推進と、並びに県下でも極めて上位にランクされている長寿健康寿命実現を推進されている生涯学習課の両課を、規模、設備機能を完備されている町文化会館への移転により、町民の一層の利活用の向上、また町内各種組織・団体へ対応する一大拠点とする考えはあるかどうか町長に伺いたいと思っております。

2番目といたしまして、千頭駅前自然休養村の有効活用についてということでございます。

現在、耐震工事が完了した自然休養村の利用状況は、1階部分に土産品販売所並びに観光協会、2階部分にレストラン及び川根本町商工会支部、3階に会議室が設けられておりまして、現在利活用されております。

しかし、大井川鐵道本線の終着駅の千頭駅の直前に存在している自然休養村の観光事業推進のためのさらなる有効活用について、町長はどのような活用をお考えになっているのか伺いたいと思っております。

細部にわたる再質問は質問席において行いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

大きく2点ございました。奥大井地域への観光客の入り込み数の増加と年代層の変化について、それから公共施設機能の活用策についてという質問、2つでございます。

その中で、宿泊率の向上対策についての御質問でございますけれども、観光協会を通じて把握している現在の宿泊施設の収容人員は、千頭、小長井地区で6軒125人、奥泉地区で2軒40人、接岨峡温泉3軒52人、八木地区では1軒37人、徳山地区以南で3軒53人、寸又峡温泉地区で7軒373人、合計で24軒680人でございます。

民宿、コテージ、旅館、ホテルなど形態は様々でございますが、今までも何度かお話をさせていただいておりますけれども、寸又峡温泉は今でこそ7軒373人でございますけれども、昭和39年、開湯3年目には旅館12軒448人の収容人員となっております。ピークは昭和57、58年前後で25軒1,259人であり、げたの音が夜遅くまで消えない温泉街であったことが思い出され、寸又峡の温泉宿が満杯にならないとほかの地区の宿にはお客様が回らないといっても過言ではありませんでした。

その後、経済状況の変化、消費動向の変化などもあり、厳しい状況に置かれた観光業界もまだ新たな投資に踏み出す状況ではなく、後継者を生み出せないまま廃業に追い込まれております。

これは、県内の伊豆、熱海におきましても今なお続いている状況であり、老舗で幕をおろすところも最近は見受けられます。各観光地でも、このような状況を打破するため知恵を絞って、あの手この手を考えて競争している状況でございます。

このような中、本町におきましては、3年前より大井川鐵道が機関車トーマス運行を開始し、全国からトーマス見たさに多くのお客様が大井川沿線にお越しいただくようになり、宿泊客も今まで以上に町内の施設を利用されていると認識しております。

この8月は、お盆を除いては、毎水曜日を除く他の日に毎日運行をされました。寸又峡では、前年同月比で約110%の宿泊実績であったと報告を受けております。しかしながら、9月に入りまして3ないし4日続けて走らない日がありますと、その日は空き状態が出てくるといった状況にもなっております。

町といたしましても、年間を通して宿泊客が安定しないことが経営上厳しい状況を招いていることを認識し、12月8日から3月17日のいわゆるオフシーズン対策として、全町の宿泊施設を対象とした川根本町まるごと遊湯得事業を展開いたします。これは、大井川鐵道のフリーキップとセット販売し、1泊2,000円の割引宿泊を3,000円分計上し、観光協会、大井川鐵道と連携し誘客を図っていくものであります。現在準備を進めておりますが、お得感を引

き出し、多数のお客様が大鐵を使って町内に泊まっていたいただきたいと思います。

さらに、宿泊施設においても自らサービスを一つ加えることによってさらなる効果を生み出すものと考えますので、そこを期待するところであります。

なお、本年8月3日に川根本町、静岡市、長島ダム、中部電力など、アプト式鉄道のPR強化を図るため、関係9団体により南アルプスあぶとライン周辺地域誘客協議会を立ち上げ、開通周年イベント開催や各駅の資源を活用した企画検討、情報発信戦略の検討を計画し実施してまいります。

また、周辺市町との協議会を設立して、インバウンド、いわゆる海外からの誘客活動にも積極的に参加をしてまいりたいと考えております。

次に、若い客層の購買額の増加対策についてであります。観光業で生計を立てておられる方々は既に御承知でございますが、若いお客様に何が好まれて、何が売れて、どうやれば経済効果を生み出せるかということをご自分で考えていただき、実行に移していただくことではないかと考えております。

これは観光業に携わる方々の話ですが、若者がこの地域に多数訪れている理由として、川根本町や大井川鐵道にあるいは温泉へではなく、夢の吊橋の水の色が見たいという理由で訪れていただけていると分析しております。これは、若者があの風景に感激し、見たことの優越感からか風景写真をSNSで友人に送る、それを見た若者が、自分も一度夢の吊橋に行ってみよう、今からすぐに行こうということで、その繰り返しが起きているということだと思います。

したがって、周辺のイメージを持たずに訪れるため、夢の吊橋は駐車場からもっと近くにあつて、高速道路をおりてからの道路もこのような山道とは思ってもみなかった、来て初めてびっくりした、本当に疲れたと感じているようでございます。

土産物も食事も同じでありまして、若者受けする商品があれば若者は即反応していきます。町では、売れるものづくり事業費補助金制度を設けておりますので、創意工夫して商品開発をしたいという熱意があれば積極的に活用していただきたいと思います。また、新商品づくりのヒントなどを得るための講習会、セミナーなどを開催していきたいと考えております。

全国どこの観光地に行っても並んでいる商品から地域ならではの商品がなければ、今後新たな競争には勝っていけないものと考えますので、町といたしましても、今ある支援制度を工夫する余地がないか検討してまいりたいと思っております。

次に、再訪を促す対策でございますが、一度訪れたお客様が再びこの町に訪れる、いわゆるリピーターですが、本町へのリピーターが全くないわけではなく、自然を満喫するために町内6つのキャンプ場などへは毎年来ていただいている方々もおおり、魚釣りや大札山、沢口山への登山、アカヤシオ、シロヤシオ、新緑、紅葉を見に来る方も多数いらっしゃいます。

キャンプ場の近年の集客数の伸び率は著しいものがございます。また、幾つかある温泉も

多くのファンがおり、毎年何回か来られる方もいらっしゃいます。グッズなどをつくってまた来てもらう仕掛けも必要かもしれませんが、本来はこの町に来て、入ったお店、お宿、各施設のおもてなし、これはお迎えする気持ちかもしれませんしサービスかもしれません。これらがお客様に伝わればきっと再度、いや何回となく訪れてくれるものと確信をしているところでもあります。

いずれにしましても、高齢者であれ若者であれ、この地に来ていただけるお客様をありがたく、大切にお迎えしていただき、営業については個々の戦略に期待するところでもあります。

次に、道路問題でございます。

川根本町を含むいわゆる奥大井地域への車両での移動ルートとしては、大井川を北上するルート、それと静岡市からのルートがあります。いずれも国道、県道が基幹道路となります。このうち国道362号、元藤川から崎平の区間は道路が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所が多数あるため、特に入り込み客が増える5月のゴールデンウィークや紅葉シーズンには道路が渋滞することから、片側交互通行を実施している状況であります。

この状況を解消するため、元藤川から青部を経由して崎平に接続する青部バイパス道路の建設が進められており、いよいよ10月から待望のトンネル工事が始まります。青部バイパスの全線開通も間近になってきておりますが、このバイパスが町内の道路状況を一変させることは確実であります。より安全に、より快適に大井川の下流域から上流域まで来ていただくようになります。

一方、静岡市側からのルートは大型車両は通行できないような状況です。富士城バイパスでは、延長200mを超える11号橋梁の工事を控えているだけでなく、市町境を過ぎてからの道路はカーブが連続しており、縦断勾配も険しいため、まだ具体的な整備計画がない状況であります。道路管理者である静岡県や静岡市にはその拡幅改良を継続して要望しておりますが、静岡市までの全線が改良されるまでにはなお多くの時間が必要になります。

千頭駅より北側の道路につきましては、主要道路川根寸又峡線の奥泉地区で、本年5月にのり面から崩落が発生をいたしました。そのため一時交通どめとなりましたが、6月に仮設防護柵が設置され、以来、片側交互交通となっております。復旧工事は平成29年度になると島田土木事務所から説明を受けておりますが、これからの紅葉シーズンの渋滞が大変心配されます。ぜひとも議会の皆様方のお力添えもいただきながら、一日も早い復旧を関係機関にこれからも要望をしていきたいと考えております。御協力を重ねてお願い申し上げます。

奥泉から寸又峡までの整備は、全線拡幅改良は大変難しいと言われております。短時間で整備効果が発揮できるよう、対向車接近情報装置の設置、あるいは部分的な道路改良が施行されております。

以上のように、まだまだ時間は必要でございますけれども、確実に基幹道路の整備は進んでいると考えております。

次に、公共施設機能の活用策であります。

まず、教育委員会事務局の文化会館への移転に関する御質問であります。教育委員会事務局を含めた町行政組織のあり方では、常に効率的かつ効果的な行政運営を図るため、簡素で機能性を持った組織体制であるべきと認識はしております。町行政組織の拠点を現在の本庁、支所の2カ所から、教育委員会を移転することにより文化会館を含めた3カ所とすることは、先に申しあげました効率的かつ効果的な行政運営を図るとする行政運営の基本的考え方からは相反するものであると考えております。

御承知のとおり、現在、教育委員会においては、当町ならではの教育システムであるRG授業の実践や、交流施設「奥流」、平成30年からの全国公募に向けての川根高校関連対応など、多くの重要な行政課題を抱えております。現状の体制をより強化し、これらの諸課題に対応をしていくべきと考えております。

したがって、現時点では教育委員会の文化会館への移設は考えてはおりませんが、現状の配置のもと、様々な教育行政課題解消に努めていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、当町は合併後11年目が経過し、この間、様々な行政需要の変化に対応をしてまいりましたが、一部、実情にそぐわない組織体制実態も生じてきております。現在の教育委員会を含めた課編成は、平成21年4月に改正し、さらに本年4月に情報政策課を加えた11課1局1室の体制であり、職員数も合併時の185人から本年4月1日時点では153名となっております。さらに、今年度末には、幹部職員である5名の課長職を含め6名の定年退職者が予定をされており、今後、より効率的で効果的な行政運営が求められる状況が進むことは必然であり、今以上に行政需要に応じた組織改編と職員の事務能力向上に努めなければならないものと考えております。

このような状況から、現在、担当職員に具体的な検討案の作成作業を命じており、12月議会には課設置条例の改正案をはじめとする関連案を提案し、平成29年4月からの組織再編を目指すものであります。

基本的な組織再編の方向といたしましては、近年の様々な行政需要に即した体制とするべく、現行の課の分割等も含め、簡素で機能性を持った組織体制の充実を図りつつ、住民へのサービス低下につながらないよう細心の注意と配慮に努めることであると申し添えておきたいと思っております。

次に、千頭駅前自然休養村の有効活用についてでございます。

千頭駅前の奥大井自然休養村管理センターは、昭和55年3月に竣工し、各組合が運営する自然休養村施設の指導機能と、利用を図るための誘致案内機能を有しておりました。

当初から農林水産物の販売所と観光案内を1階で行っており、喫茶、食堂、小会議室を2階に、多目的室を3階にという利用を行ってまいりました。その後、2階の一室の有効利用を図ることから、当時、文化会館の一室で事務を構えておりました本川根町商工会が移転をし、現在の状況になっているものでございます。平成18年から管理は指定管理者制度

を採用し、まちづくり観光協会が管理者となっております。

千頭駅前には、御承知のとおり鉄道の発着駅であり、奥大井の玄関口でございます。ここ数年はトーマス人気、SL、南アルプスあふとラインなど、週末には観光客でますますにぎやかになっております。その目の前に立地している自然休養村管理センターは、まさに奥大井の情報発信機能の中核であり、本町観光産業に果たす役割は重要なものがあると考えております。同時に、施設自体がその機能を十分に果たしていただきたいと期待をいたしているところであります。

議員が言われる商工会の事務所の移転につきましては、商工会の考える利便性と、地区の皆さんや所有者の中で合意がなされれば、特に問題はないというふうな認識を持っております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町長の答弁の中で1カ所訂正をさせていただきたいところがございます。

川根本町まるごと遊湯得事業のところ、1泊2,000円の割引宿泊を町長は「3,000円」というふうに御答弁させていただきましたが、「3,000泊」でございます。御訂正を願います。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、私の演壇からの質問に対しまして、町長、極めて細かな、微に入り細に入る答弁をしていただきまして、一問一答式で何をしゃべろうか用意してきたものが大分割愛されてしまったのが現実でございます。町長がおっしゃらなかった点を注視しながら、再度質問をさせていただきます。議長、よろしいですか。

○議長（太田侑孝君） はい。

○5番（芹澤廣行君） それから、町長が答弁の中でおっしゃられました、私も質問いたしました若年層の増加ということの中で、これは事前通告ができなかったんです。というのは、9月9日が、7日でしたか、一般質問の通告日の最終日だったものですから、その後観光協会からいただいた資料がありますので、これをちょっと、町長のお手元にもあるかとは思いますが、寸又のpromナードゲートにおいでになった方の中で、とにかく目的は何かという質問を株式会社販売促進研究所というところが行った結果、何と94.2%の方が夢の吊橋を見に来るために来たというふうなことをおっしゃっていたそうです。それから、寸又峡温泉に入湯するというふうな希望者は4.5%ということで、奥大井、なかんづく寸又峡温泉においでになる来訪者のほとんど9割以上が夢の吊橋というふうなことを目的に来ているということで、先ほどの町長の答弁と同じことでございます。

この件につきましては、もう少し時間がありますので、その肝心かなめの夢の吊橋の問題について時間のある限り質問させていただきます。

続きまして、土産物の増収化ということで質問させていただきますが、よろしいでしょう

か。

(「一問一答」の声あり)

○5番(芹澤廣行君) はい、すみません。

○議長(太田侑孝君) 今の再質問の1問目が明確でないので、もう一度的確に言ってください。

○5番(芹澤廣行君) この奥大井、なかんずく寸又に来るお客様の94.2%という数値をどのようにお考えになっているか。

○議長(太田侑孝君) 町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 今の再質問は、寸又峡へ9割以上の方が夢の吊橋を目的に来ているということを確認したということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

○町長(鈴木敏夫君) そのような認識をしております。

○議長(太田侑孝君) 5番、芹澤廣行君。

○5番(芹澤廣行君) 続きまして、土産物の物販について地元の全ての業者の方ではありませんがお聞きしましたところ、なかなかこのごろは観光客が物を買っていかないというふうな中で、土産物を専門に扱っている業者みたいなものが結構、全国あるわけですけれども、ここのものをほかの観光地と同じように並べておいてもなかなか観光客は手を出さないという現実の中で、地場産品といいましても、現在、我が町はお茶が一番の主力商品でございますが、桑野山の林野庁から払い下げたところあたりで木工製品も今つくっていく、茶箱もつくっていくというふうな流れを聞いております。

こういうふうな地元でしかつくれないような木製品、あるいは転換作物におきまして優秀なものが作成されて主力商品化するというふうなことで、産業課も含めて、こういうふうな物販について、商工観光課としてどのように考えているか、一点お伺いしたいと思います。

○議長(太田侑孝君) 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長(安竹賢治君) 今、物販、お土産物の開発についてという御質問でございますけれども、町といたしましては、売れるものづくり補助金という制度を設けております。要するに、各事業者がこういったことをやれば売れるんじゃないかということで、アイデアはあるんですがもう一歩が踏めないというところがございますので、それを後押しすることで補助金も設けてございますので、それをひとつ御活用していただきたいということと、新しい発想をしていかないとなかなかいいものがないというところを考えますと、それを後押しするためにセミナー等を開催しまして、全国で手がけている方にちょっとヒントを与えてもらえるようなセミナーを開催していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(太田侑孝君) 5番、芹澤廣行君。

○5番(芹澤廣行君) (1)の宿泊率の向上ということにも関連するわけですが、3

番目の再訪、再び訪れてくれることを促す対策ということで、川根本町は寸又峡、接岨峡ばかりでなく、地名から以北、まだまだ開拓のできていないような観光資源というものが多々あるわけですね。こういうものを利用して、地名のつり橋から始まりまして、山岳図書館、接岨にある八ッ橋、やまびこ資料館、それから国有の長島ダムの見学、井川線のアプト式鉄道の、1区間のみの利用ができるかどうかというのは大鐵と話をしなければわかりませんが、そのような1区間のみの体験利用なんかを組み入れて、1泊2日程度の周遊日程といいますか、コースをぜひつくって、最終的にはこちらにお泊まり願うというふうなことも可能ではないかと思うんですけれども、その辺どのような案があるかお聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 周遊コースということでございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、川根本町まるごと遊湯得事業という中でオフシーズン対策を今考えておりますが、その中で、大井川鉄道のフリー切符と町内宿泊施設の割引制度を設けておりまして、電車で来た方はその割引を受けられるという仕組みになっておりますので、ぜひ大井川鉄道本線に乗っていただいて、1泊2日と言わず2泊3日の予定で、ルートは大井川鉄道さん、観光協会と連携してつくっていきたいというふうに思っています。

また、井川線の話が出ましたけれども、ごらんになられた議員さんもいらっしゃると思いますけれども、9月17日土曜日の日経新聞に、「行楽の秋 鉄道橋へ出発進行！」という「何でもランキング」というのがございまして、我が町の奥大井レインボーブリッジが瀬戸大橋に次ぐ第2位の位置づけということで、全国的にもこの奥大井レインボーブリッジの写真が載っております。

参考までに、1位が瀬戸大橋、2位が奥大井レインボーブリッジ、3位が福島の第一只見川橋梁、第4位が兵庫県の余部鉄橋ということで、80年以上を経過した橋、今後廃橋になっていくんだろうということも含めて、風景や生活と調和したローカル線ということで支持を受けているということで、追い風となっておりますので、このようなもので大井川アプト式鉄道も売ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 28年度に予算化されたまるごと遊湯得事業ということで、これは鉄道を利用されている方を中心に対象になっているわけですが、車で来られた方、カップルが多いわけですが、グループで来る方も多々おります。こういう方に対して、じゃ、来年、再来年、あるいは5年先に再度来てくださいというふうなことで、各宿泊施設、あるいは土産物品屋の方がいわゆる再訪を促すような、約束手形というものではありませんけれども、簡単に、これを持って来年、再来年以降また来ていただければ少しお安くしますよというふうな、これを閑散期に集中して発行していけば年間通じて来訪者が安定するのではな

いかというふうな考えもありますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 総合的な答弁になるかと思えますけれども、冒頭、議員の質問の中にありました客層の変化というところで、まず聞き取り調査をさせていただいた中で町内の事業者からいただいた情報をちょっと提供させていただきたいと思えます。

まず一つは、客層が変わったのが目に見えたのは今年からだという認識で皆さんいらっしゃるようです。町長の答弁にもございましたが、温泉へ来るとか川根本町へ来るとかというのではなく、夢の吊橋へ来ているお客さんが圧倒的に多いと。それは、来た方が情報発信をして、フェイスブックや最近のスマホにあるインスタグラムというアプリを使って発信していただいていると。

例えば、私もこれ、けさ聞いた話ですけれども、岐阜から来た若いお客様が、朝ディズニーランドを出てお昼ころには寸又峡にいらっしゃったと。寸又峡で友達に「寸又峡なう」という発信をしたと。これは寸又峡に今いますよという発信をしたというところで、こういったことで全国から来て川根本町へ寄っていくというような現象が今ありますということになります。

もう一つは、昨年よりは人は来ているけれども消費は伸びていないということでございます。ということは、やはりお若い方が土産物を買っていくとかということは、まだなかなかないというような状況であります。

したがって、若い方が来たときに、もう一度来てくれるためにはグッズを配布したり記念品をやったりという手もあるかもしれませんが、どちらかという、来て、もう二度と来たくないとかもう懲り懲りだとかといったような、道路の問題とかあるいはつり橋までのアクセスとか、そういったものが基本的には我々のほうで少し考えなければならないことではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、道路問題が出ましたけれども、町長の先ほどの答弁で、362からの静岡ですね、なかなか大変だと。それから、島田のほうからの道については工事が若干遅れていると聞いておりますが、来年度中には青部バイパスが完成するというところで、これは時間を待つしかないんですけれども、今年の5月10日でしたか、山岳救助訓練を我々議員が見に行った後、八木の一部が、橋の向こうが崩落しまして、現在、片道通行になっていると。非常にあそこは勾配が急になった底みたいなどころなものですから、今までよく事故が起きなかったというふうな感じしております。

これが今年の行楽シーズンになってきますと非常に車両が立て込んで、小井平、それから寸又の支線のようないわゆる混雑した状態になるわけですけれども、この対応について一刻も早く、これは県の仕事なものですから頼むしかないわけですけれども、どのような町とし

て陳情運動をしていくのか、あるいは今年の秋のあそこの一方通行の交通安全、安全に通れるというふうな対策をどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたように大変車の通行量の多いところですよ。その関係で、議会の皆さんにもお願いをしましたが、行政も当然ながら陳情しているという中で、議会の皆さん、また区長さんなんかも含めてお願いに行くということが今の状況では大事じゃないかなという感じがしております。なるべく早く、県のほうでもやりたいという方向性は持っておりますけれども、お金のつきぐあいなものですから、その辺のことも踏まえて、行政と議会の皆さんと一体となってお願ひに行くということでお願いをしているというのが現状でございます。

いずれにしても、イメージ的に非常に悪くなるという可能性もあるものですから、何とかあそこは早く対応をしていただくということでお願いをしていく以外にないというふうに思っております。

あと、工事につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 県道の落石の関係ですけれども、あそこの落石、防護網の復旧が工事の内容になります。ただ、先ほど町長の答弁ありましたように、その時期が今のところ29年度の事業というふうに聞いていますので、その一日も早い復旧をお願いするとともに、道路の関係の対策のほうをお願いしていく必要があると思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、建設課長の答弁がございましたが、29年度といたしますと、今年の秋の行楽シーズン、来年の新緑シーズン、それから最悪の場合は来年の紅葉シーズンまでの状態が続くと思うんですね。町長が今答弁されたように、何としても行政、議会も全ての議員が協力いたします。区長会とかあらゆる組織にお願ひいたしまして大陳情運動を展開していきたいと思うんですが、この決意のほどを。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今議員の皆さんからそのようなお言葉をいただければ、当然、行政も今まで以上に頑張って対応するというのでお願いしていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） それから、各担当課長から今現在つり橋の問題が出ております。聞くところによるとというか、現実、夢の吊橋は定員が10人、1日10時間フルに人に通っていただきましてもキャパシティが1日に1,200人弱なんですね。これが、観光シーズンに3,000人以上あるいは多いときには5,000人も来られますと渡れない人が続出して、どうしても渡りたいという人は60分もあるいは2時間もそこで待つということで、90何%以上の方が夢の

吊橋を通りたいという中で、もう本当に通れなくて残念がって帰られるというのが現状です。

この町有のつり橋の問題はきょう始まった話ではございません。かねがね、どのように多くの方に安全に渡っていただくか、それが川根本町の観光の目玉だという議論がかつて多々繰り返されたわけですが、この際、平成11年度に戻るといぐらいの人数が平成28年度には期待される中、このつり橋の問題について、あるいはつり橋に行くまでの安全上の問題について町長はどのようにお考えになっているかお尋ねします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きょうは傍聴で観光協会の皆さんもお見えでございますけれども、寸又峡の温泉組合のほうからも要望がございました。これは、今言われたようにつり橋を渡るのに2時間も待って、それから渡るといことでもいいのか、それについて町としてはどういう考えを持っているかということと質問されているということ、それから要望されているということで要望書も出ておりますし、ある程度簡単な図面等もいただいております。その辺もなかなか難しい問題が実は提起をされてきているということが一つございます。

といいますのは、今の夢の吊橋、今議論があったように大変多くの皆さんが夢の吊橋を目的に来ていらっしゃるということが、9割以上というような中で、あれを存続することは非常に大切であると。しかしながら、今現在、あのようなつり橋を町としてつくるのが、かけることができるかできないか。それはできないんです。といいますのは、ここで簡単に言いますと両國的な橋、ですから鋼材で真っすぐ直線的な形のものしか今はできないということで、これも大変期待をしております塩郷のつり橋、私が聞くところでは、あれが許可された最後のつり橋であったというようなことを聞いております。

その後は、旧の本川根町でもつり橋をたくさんつくりましたけれども、あのようなつり橋はできなかったという経緯があるものですから、そこで、今3本のつり橋をかけたら周遊できますよというような絵もいただいておりますけれども、それをやって環境の破壊がどうなるか、また夢の吊橋の価値がどうなるかということ等も含めながら検討していく段階であるというふうに認識をしております。ある程度つり橋的な絵を描いたのはございますけれども、それが合うか合わないか、これはこれから検討していく課題であるというふうに思っております。

当然、何かを対応しなければお客さんは二度と来ませんよというようなことになっても大変なものですから、その辺のことも含めてこれから検討することが重要ということで、私も行政もあそこの調査を、簡単ではございますけれども、したという経緯があるものですから、それらを交えて今後進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 御答弁ありがとうございました。

我々議員も一昨年、宮崎県綾町に行きまして、照葉樹林が残っている照葉大橋といたしましたかね、一番高いところで143m、伐採しなかった照葉樹林が本当に川底に残っているところ

ろに、前の町長さんが一本橋をかけてみまいかということでそこに一本橋をかけて、入場料は恐らくあのとき300円と聞いておりました。年間約20何万人のお客さんが利用するという事で、その橋を管理する、あるいは物販とかトイレ関係とかそういう水回りの仕事の雇用も増えているというふうなことも聞いております。

寸又峡の場合、我々が行った照葉大橋と、ちょっと地形的に狭隘な部分が多過ぎてなかなか大変だと思うんですけども、町長、この問題についてはいろいろな見方、やり方があると思います。ぜひとも多くの団体、組織を結集して、検討会みたいなものを立ち上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども申し上げたとおり、南アルプスエコパークに登録をされたということで、今現在、国有林の中へ入れない状況が続いている、また登山者も入山できないということになっております。そのような中で、果たしていいのかどうかということを行いますとよくないというふうに思いますので、それらも踏まえて、どういう形でできるかということを検討する会はつくるべきだというふうに思っておりますし、十分検討する余地はあるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） わかりました。

それでは、大きな1項目についての質問はこれで終わります。

それから、2の公共施設機能の活用策についてということで、先ほど町長のほうから御答弁がありましたように、現在の教育委員会教育総務課並びに生涯学習課の文化会館への移転は考えていないということで、これは行政が判断することであって、我々議員が希望的な観測で移ったらどうだというふうなことも俎上にはのらない事項だと思いますので、この点については質問は省略させていただきます。

次に、最後になりますが、千頭駅前の自然休養村の有効活用についてということで、現在、観光に特化した組織といいますと観光協会、それから物販販売店、それから2階のレストランのほかに川根本町商工会の支所が入っているわけですけども、この移転について、率直な話、町長、どういうふうにお考えになっているかお伺いしたいんですけども。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども少し話をさせていただきましたけれども、果たして商工会はあそこが一番適地かということをお考えすると、私は、基本的にはもっと有効な利用を、場所を立地的にできるのではないかとことは以前から思っております。特に、先ほどもお話がありましたように、以前、観光協会が商工会が対応したということもございまして、その折にはやはり駐車場の問題があり、土曜日・日曜日に休みであるということが、観光の一番の中心が、目玉になるところがそれでいいのかどうかということをお疑問に思っていたということは個人的にはあります。

しかしながら、この移転の関係につきましては、商工会並びに特に小長井地区の皆さんがどのような思いでいるかということが非常に大事で、その皆さんがもう少し活性化のために小長井のほうへ移転してもいいじゃないかと、それは文化会館の以前のことも頭の中にあるものですから、そういう方法もあるではないかということも考えてはおります。その中で、やはり行政がこうなさいと言うわけにはいかないものですから、商工会の支部なり商工会員の中で方向性を決めていただく、それに行政がどこまで対応できるかということで御理解をいただきたいということでございます。

特に、今現在、小長井地区は以前よりは公共の施設が非常に減ったということで、空き地と空き家が多いということも承知しておるものですから、活性化のために必要であるのかなという感じはいたしておりますけれども、これはあくまで個人的な考え方を申し上げたということで御理解をいただきたいと思ひますし、そのような方法は、方向性が決まれば行政も中に入って一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 町長のおっしゃる答弁のとおり、川根本町商工会というのは全く別組織でございます、理事会も組織されておりますので、そのような中での議論の末、移転というふうなものが俎上にのってくると思うんですけれども、ただ、私が個人的に考えておりますのは、あの辺の地元の出身の議員ということもありまして、とにかく小長井という地域が以前に比べて全く閑散としてしまったと。

それから、トーマス、ジェームスで川の向こうは太鼓も聞こえてドンチャン騒ぎしているのに、一人も橋を渡らないというふうな中でどうなっちゃうんだというふうな意見も、商工会の会員以外の方でもよく耳にします。こういう意見をじゃ行政が一つずつ取り上げるかというのは別な次元の問題ではありますが、ただ、一つ、撤退されました島田信用金庫の千頭支店の建物もございます。

先般、8月31日に商工会の会長の中村國海さんと議論した結果、商工会が現在の自然休養村をどうしても出なければいけない理由というのは何なのか、それから移転するについては会場費が多少かかる、あるいは家賃もかかるというふうないろいろな問題を解決できれば、移転してもいいというような結論も出るんじゃないかというふうな商工会の会長のお話でした。

ぜひとも担当課なり行政のトップが、この問題をこの場で終わらせることなく、商工会と綿密な会合あるいは協議を続けてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたように、商工会のほうで、こういう方向性がありますよ、まとめましたよという話があれば、またいろいろな形で議論をしたり協議をしていくという場所はつくるべきだというふうに思っております。

その中で、以前、休養村の管理センターができたばかりには3階に昆虫館があった。昆虫

館は安い入場料、多分200円か300円だった。それが半々だったですね。そのときには、雨降りの対策としては非常に大勢の皆さんが入ると、雨宿りするところがなかったという経緯があります。

それから、当時はまだまだいろいろな皆さんがお見えになる時期で活力もあった中で、商工会があそこで土曜日・日曜日休んでいいのかどうかと。観光立町を標榜していた時期があったものですから、千頭駅前ではそれは問題じゃないかというような議論も実はありました。その中で、今言われた島田信用金庫が撤退をしたという中で、今、千頭駅前へいらっしゃる皆さんが何を求めているかという、意外とコンビニとATM、これがどうしてあの周辺にないんだということをよく言われます。

それらを含めて総合的に、今の商工会だけではなくて、千頭、小長井を中心としたまちづくりをどうするんだということを商工会を中心にやっていただけるとありがたいなというふうに、もちろん観光協会も入りますけれども、やってもらいたいなという思いでおります。それには行政も一緒になって考えていきましょうということではないかというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） いろいろ御答弁ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで芹澤廣行君の一般質問を終わります。

11時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

平和と暮らしを守って94年の日本共産党を代表しまして、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

1点目は、「子どもは宝」を親と一緒に取り組む町にということで、まず第1に、子供の貧困率が16.3%、6人に一人と過去最高になっておりますが、当町の子供の貧困率はどうか。また、就学援助制度の要保護・準要保護受給者数と、全国、県内平均との比較、順位はどのようになっているか。また、今後、受給率を高めるために周知、申請方法の改善に取り組むお考えはないか伺います。

2点目は、「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、「全ての子供たちが夢と希望を

持って成長していける社会の実現を目指して」が定められました。出生数が少ない当町は、「子どもは宝」を掲げて、妊婦・妊娠希望者支援から出産・子育て支援、就学支援、学びの環境拡充など、子供を産み育てやすいまちづくりを目指していますが、島田市で取り組んでいる子育てサポート事業には当町でも期待の声が多く、可能な限り取り入れて、近隣市町の中でも一番子育てしやすい町を目指してほしいという声が届いています。この件についてどういうお考えかお聞きいたします。

3点目は、今以上に子育て負担の軽減や住宅政策、農林業、観光などの産業振興に取り組むことは、自然環境や通勤圏を生かした若者の移住・定住につながり、高齢者の出番も増え、「輝くまちづくり」につながるなど、まちづくりへの効果ははかり知れないと思います。先進的な子供の医療費の高校卒業までの無料化、並びに地元高校の存続のために町を挙げた取り組みや、子供に身近な環境を生かしたキャリア教育、R G教育などが県をも動かし、全国的にも注目されてきています。

さらに、給付制の奨学金の創設や学校給食費、保育料の無料化、多子世帯への支援、高校生への通学補助、お金がかかる中学卒業時に、それぞれ違った新しい道へ踏み出すお祝いとして例えば一人10万円程度のお祝い金の支給など、町の予算のごく一部を充てれば実現できるものと考えます。どこよりも子育てしやすい町にすることを来年度予算に取り入れられる考えはないか伺います。

2点目は、安心して老後を過ごせる介護保険制度について伺います。

一つ目は、国は高齢者が増え介護保険給付費が増えるのを抑制する目的で、軽度の介護サービスの保険外しや特養締め出し、利用料・保険料の引き上げなど、少ない年金が頼りの高齢者には、国はますます冷たい負担増とサービス抑制政策を強めつつあります。本年度から町の総合支援事業に移行した要支援1・2の方の人数、訪問・通所サービスの利用状況や本人負担、町の負担、介護事業者への影響などはどのようになっているか伺います。

2点目は、低所得者ほど我慢してサービス利用が少ないと言われていますが、当町の状況はどうでしょうか。その谷間を埋める困窮者への町の取り組みはどのようになっているのか伺います。

3点目、特養入所も要介護3以上に制限され、在宅介護、介護予防に力を入れることになりましたが、当町の体制は十分なのか伺います。介護職員の確保はできているのか、特養待機者の状況はどういう状況になっているのかについても伺います。

3点目です。仮称ですが、行政にも核兵器廃絶・平和都市宣言を求めるものです。

川根本町議会は、合併5年後の平成22年6月議会で、旧本川根町が掲げていた「核兵器廃絶・平和のまち宣言」を全会一致で決議しました。その後、杉山町長も佐藤町長も、行政も議会と同じ考えだと答弁されておりましたが、その後、横断幕や懸垂幕などの掲示、平和行政の取り組みを求めてきたにもかかわらず、ほとんどそういう取り組みがされてきませんでした。

当町の戦争にまつわる記憶は、高齢化とともに風化の一途をたどっているのではないのでしょうか。その上、近年は、梅島下の懸垂塔に毎年しばらくの間、自衛官募集の懸垂幕が掲示され、町外から訪れる方や町民の方からも、子供の命と安全が守れるのかと危惧する声も寄せられています。

昨年9月、安倍政権は憲法9条を踏みにじる安保法制を強行し、これから開かれる国会では、戦闘状態など情勢の悪化が続いている南スーダンのPKOに派遣されている自衛隊の任務を拡大し、駆けつけ警護での武器使用を認める方針を打ち出して、激論が交わされようとしています。

また、ナチス独裁政治を可能にしたような、国民も自治体も戦争体制に駆り立てることを可能にする緊急事態法の制定ももくろまれています。今ほど、ゆでガエルの教訓をしっかりと胸に刻んで、再び若者を戦場に送らないとの行政を含む私たちの決意が求められているときはないと考えますが、川根本町において平和行政をどう進めるおつもりか町長のお考えを伺います。

以上、3点について町長、教育長からの前向きな御答弁を期待しまして、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、10番、鈴木議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

最初に、子供の貧困率と就学援助制度についてお答えをさせていただきます。

子供の貧困率は、正確には子供の相対的貧困率ですが、2012年の厚生労働省の推計によりますと、日本の子供の相対的貧困率は16.3%となり、過去最悪になったという報道がありました。

川根本町においてはどうかという質問でございますけれども、厚生労働省の公表している子供の貧困率はOECDの計算方法によるもので、所得ベースの相対的貧困率から算出するものであり、等価可処分所得、つまり可処分所得を世帯の人数の平方根で割ったものの中央値をとり、この2分の1、これを貧困線といいますが、子供の貧困率とは、18歳未満でこの貧困線を下回る子供の割合をいいます。ちなみに、2012年の厚生労働省が公表しております貧困線の額は122万円であります。

この子供の貧困率に対してはその計算方法が非常に複雑になることから、市町村単位で貧困率を把握しているところは全国でほとんどありません。

なお、都道府県単位で見た場合においては、静岡県の子供の貧困率は10.8%となっておりますが、この10.8%を単純に川根本町に当てはめることは当然ですが適当ではなく、これは都市部と山間部との様々な格差があることが理由でございます。

川根本町での貧困率を算出することは、膨大なデータ収集と分析に要する時間、そして費

用がかかることでもあり、現実的には大変困難であると認識をしております。

以上のことから、川根本町内の子供の貧困率につきましては把握をしておらないというのが現状でございます。

次に、就学援助制度についてでございます。

現在、町内の準要保護の受給者数は、児童が2世帯2人、生徒が6世帯7人であります。この就学援助制度の周知につきましては、これまで同様のお答えになりますが、町のホームページ上でお知らせをさせていただいておりますほか、学校や民生委員・児童委員の方々の見守り等により支援が必要な方々に対する声かけや相談に応じておりますので、今後も、ホームページ等情報発信メディアの充実と活用及び関係の方々との連携を深め、制度の周知に努めていきたいと考えております。

2点目、島田市の子育てサポート事業を可能な限り取り入れ子育てしやすい町にという御質問でございます。

私自身、「子どもは宝」という考えのもと、平成27年度に作成いたしました川根本町子ども・子育て支援事業計画に基づき事業を展開しております。当然のことではありますが、島田市と比較すれば人口規模、推進体制、予算などに違いはありますが、できるだけ実現できるものは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

島田市と比較をしまして当町で未実施のものとしたしましては、児童館や在園児以外の一時預かり、ファミリーサポートセンター、育児サポーター等もありますが、これらについては現在、子ども・子育て会議において検討中であります。

また、町では、子育て中の若い親世代の支援を目的に子育て支援施設を藤川地区に開設し、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同によるあそびの教室なども開催し、若い子育て世代の方々の支援を行っております。

今後は、懸案となっております休園中の地名保育園の利活用とあわせて、この町にふさわしい子育て支援のあり方について協議をしたいというふうに考えております。

次に、給付型奨学金の創設についてでございます。

これまでもお答えさせていただいておりますとおり、奨学金を貸与する場合において、将来、町に帰り一定期間定住して町のために働いていただくことなどを条件として奨学金を免除するという、新たな制度を検討していきたいというふうに考えております。

現在の川根本町育英奨学金条例の中でも、これまで事例はありませんが、「奨学生の成績が優良で、その取得した職種が、将来町の行政上、特に必要で、かつ、町内に勤務又は職を置くこととなったとき」は「奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる」という規定もございますので、申し添えさせていただきます。

次に、学校給食の無料化についてお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、先日9月8日開催の町学校給食共同調理場運営委員会におきまして、私も同席の上、各委員の御意見を伺わせていただきました。その中で委員から様々な

御意見をいただきましたが、ほとんどの方の基本的な考え方として、学校給食に係る費用については保護者が負担すべきというお言葉をお聞きいたしました。

運営委員会の中で出されました御意見では、学校給食費を無料化した場合、他の費用にも影響を与えかねない。無料化を始めたならやめることはできなくなり、町の財政的なことも考えるべきだと。子供を育てることは親の責務であり、経済的な支援については別な方法があるのでそのような支援を受けるべきであると。学校給食の無料化とは別に子育て支援の政策を考えるべきだと思うが、学校給食の無料化という政策は対外的にはアピールにはなると思う。子育て支援の政策はよいと思うが、財政的な面が心配でもある。現在の町の支援策としてこども医療費の無料化等がある。その上、学校給食費まで無料化する必要はないのではないか。食育上、食べ物の大切さを知ってもらうことも必要。無料化で簡単に給食の食べ残しや偏食をする子供が増えるのではという心配がある。学校給食費の無料化や医療費の無料化などは町としてはよいアピールになると思う。町のアピールになるとしてもやはり給食費の負担は保護者がすべきであり、他の子育て支援策を考えるべきであると思う。親はある程度努力して子供を育てる義務がある。ただ、今後状況によっては部分的な給食費の無料化も必要だというふうに考えたほうがいだろう。

以上、このように様々な御意見をいただきましたが、最初に御報告をさせていただいたように、ほとんどの委員の方は、学校給食費は保護者の負担が基本だという考え方をお聞きいたしました。

私といたしましては、鈴木議員と同じく、子育てがしやすいまちづくりを進めていくことに異論はありませんが、これらの御意見を参考にさせていただき、まずは他の支援策を充実させていただくこととし、学校給食費につきましては、当面の間、保護者の皆様に御負担をいただきたいというふうに考えております。

最後に、高校生への通学補助、お金がかかる中学卒業時に一人10万円程度のお祝い金の支給はどうかという提案でございますが、現在のところ、十分な議論も行われていないことから、町といたしましてはそのような支援策については考えておりません。

保育料の軽減についてでございますが、現在、国の制度にのっとり、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子供を第2子とカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としています。本年9月現在、第2子で半額の子供が31人、第3子で無料の子供が4人となっております。

保育料の決定につきましては、毎年、保育所運営委員会で諮っていただき決定をしておりますが、現在の当町の保育料額は、国で定めた公定価格に基づき国の示す保育料の約6割程度であり、適当であると考えております。

今後につきましても、制度の範囲内で、保育所運営委員会の意見を聞いた後に保育料を決定していく所存であります。

介護保険制度に関する御質問もございました。

まず、当町における介護保険の見直しにおける影響についての御質問でございます。

川根本町においては、平成28年度から新総合事業を実施しており、現在、要支援の認定を受けた方と基本チェックリストにより総合事業の事業対象者となった方を合わせると110名となります。そのうち、要支援1・2の認定から事業対象者へ移行した方は、今年度に入って4名となっております。

当町では、従前より地域包括支援センター中心に、対象者の意思を尊重したサービス利用ができるよう、きめ細かなケアマネジメントを行っていることが特徴であり、その方の状態に応じて新総合事業にすべきか要支援のサービスにすべきか相談・判断をし、適切な支援につなげているところであります。

また、新総合事業の目的は、「地域の実情に応じて、住民の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実することで、要支援者等に対する効果的な支援を可能にする」ことにあります。制度の改正により要支援者に対するサービスが低下したのでは事業本来の趣旨に反しますので、そうさせないよう、現行のサービスとあわせて多様なサービスの充実に努めております。

この総合事業は本年度から実施をしている事業ですので、町の負担や介護事業者の影響については、一年を通じた実績をもとに検証してまいりたいと考えております。

次に、介護保険について、低所得者の方は我慢をしてサービス利用が少ないのではないかとという質問でありました。

御承知のとおり、介護保険や介護予防のサービスは、ケアマネジャーが対象者や家族の事情や意向を尊重して、居宅介護支援計画、ケアプランを作成してサービスを利用しております。直営の地域包括支援センターや介護支援事業者のケアマネジャーによって、軽減措置への対応も含めたきめ細かなサービス計画がなされているところであります。

低所得者への対応としましては、負担限度額認定、社会福祉法人等利用者負担軽減、離島等地域特別加算利用者負担軽減があるほか、おむつの購入補助などの家族介護用品支給事業の活用について、ケアマネジャーに対して制度の周知を行い、制度の適切な活用を進めているところであります。

3点目の介護職員に関する質問でございますが、町では、直営の地域包括支援センターを中心に、介護予防事業として、元気いっぱい教室、元気はつらつ教室、地区栄養講習会、おじさんキッチン、運動教室、セカンドライフ講座などの介護予防普及啓発事業、ふれあいサロン等の地域介護予防活動支援事業、運動指導等を行う地域リハビリテーション活動支援事業などの事業に取り組んでおります。

御心配いただいております推進体制につきましては、昨年度、包括支援センターに看護師1名を増員し、総勢5名で対応しております。高齢化率46%の町として十分とは言えないかもしれませんが、今後も、ボランティアをはじめ地域の皆さんのお力もいただきながら、安心して暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えております。

一方で、本人や家族の事情により施設入所を希望される方もおられます。町内特別養護老人ホームへの入所希望者は約90名ほどであると承知をしております。この90名の中には、既にグループホームや町外の介護老人保健施設に入所をされている方も40名ほどおられます。たとえ施設入所であっても、御自身が生まれ育った、また住みなれた地域を希望されるのは当然でありますから、徳山にありますあかいしの郷の増床やグループホームの新設について、第6期介護保険事業計画において整備をさせていただいているところであります。

また、介護職員の確保につきましては、増床により職員を必要とするあかいしの郷をはじめ、施設介護、在宅介護の両方で介護職員の確保及び質の向上が期待されます。町としましては、平成28年度から介護職員初任者研修補助金を創設して、介護職員の資格取得を支援しているところであります。

当町の65歳以上の高齢者は減少段階に入っております。しかし、80歳以上の高齢者においては、当面の間、まだ増加していく見込みになっております。当町は、平成25年のお達者度、男性1位、女性3位となっており、総合では県下一であります。順位が目的ではなく、今後とも、高齢者が安心して暮らし続けるよう、福祉の充実に取り組んでまいります。

次に、行政も「核兵器廃絶・平和のまち宣言」をとの御質問でございます。

「核兵器廃絶・平和のまち宣言」の県下35市町における状況は、議会決議や市町としての宣言、あるいはその両方といった形で、当町を含めた29市町が宣言をしているところであります。

町といたしましても、町議会全会一致で議決をされました「核兵器廃絶・平和のまち宣言」の内容を遵守し、日々、平和行政推進に取り組んでいるところであります。町としての「核兵器廃絶・平和のまち宣言」に関しましては、市町として同様の宣言を行った県内他市町の状況、詳細等を再確認させていただき、今後の前向きな体制を図っていきたいというふうに考えております。

また、議員が心配されております戦争経験者の高齢化による戦争の記憶の風化に関しましても、様々な機会を捉え、平和を愛する意識の高揚を図る教育、取り組みを行っているところでありますが、今後も、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市宣言の趣旨を遵守しながら町行政運営に努めてまいりたいと考えております。

少し長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（太田侑孝君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木多津枝君の再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。

お昼ご飯も喉を通らないくらい緊張しています。答弁を聞いて、これまでとほとんど変わらないということで、私は、子育ての責任は親の責任なんて、改めてそういうことを言う必要があるのかなという、その委員会の委員の先生方、どういう方々かわかりませんが、本当に顔を見てみたいと思いました。

当たり前のことです。親が一生懸命子育てしているから子供たちは健康に、不自由なことも親が乗り越えて見てくれていると思うんです。だからこそ、そういう子供を育てることの負担を軽減しなければならないというのは、もう今や社会的な行政の任務ではないかと思うんですけれども、そういう委員会に私は任せていてほしくないと思います。強くお願いいたします。

それで、町長は静岡県の子供の貧困対策に関する大綱というのを御存じでしょうか。担当でもいいです。

（「知らなければ説明します」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 貧困の質問を通告したんだから、子供の貧困について。大事な自分の県の方針ぐらい、国も同じ方針を出しているんですけれども、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう」、「子供の貧困対策を総合的に推進する」というふうに子供の貧困対策大綱ではうたってあります。これは行政の責務をうたってあるんです。

そして、先ほど言われましたけれども、貧困ラインというんですね。中央値の2分1の122万円が貧困線というふうに言われているんですけれども、うちの町は、もちろん厚生省ではそういう一つ一つの自治体は出させていませんけれども、うちの町でその122万円の貧困ラインに、6人に一人と言われる状況が、単純に当てはめることはできないというふうに言われましたけれども、単純に当てはめると150人から200人ぐらいいらっしゃるんじゃないですか、子供さんの数で。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 最初の質問の、名前はわからなかったんですが、子供の貧困が親の生活によって影響されてはいけないということは承知しておりました。しかし、どういう制度かというのは、内容は知らなかったということで御理解いただきたいと思いますが、今の数字については担当のほうから少し説明させていただきます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 今、児童・生徒ということでよろしいですか。うちの場合は児童・生徒になりますけれども。

（「18歳以下」の声あり）

○教育総務課長（前田修児君） 18歳以下、ちょっと全体を把握していませんが、小・中学校でいいますと全体が今300人ちょっとになりますので、大体50人ぐらいということですね。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 教育総務課長が言われたように、相対的貧困ライン以下の想定は50人ぐらいですね、と言われましたよね。

例えば母子家庭の年収は、県が発表しているんですけども、100万円から150万円が一番多いと、そのランクにいる人が。そして、200万円未満の世帯は52.9%、母子世帯の。半分以上なんですよ、過半数超えている。金額だけでそんないつも言うなというふうに言われるかもしれないし、子供の貧困って何だと。それは、子供が本当に貧しくて食べていけないという状態を言っているんじゃないんです、相対的貧困率というのは。皆さん勉強しているはずだと思うんですけどもね、テレビでも取り上げているし。

9月5日付の静岡新聞に載りました。8月18日のNHK報道で取り上げられた子供の貧困問題で貧困体験を語った女子高校生に対して、貧困とは言えないじゃないかとインターネットなどで批判が相次いで、炎上までは行かなかったんですけども大騒動になったということを取り上げていました。そして、飢餓に苦しむ人を意味する絶対的貧困ではなくて、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」ができない相対的貧困に苦しむ子供の深刻さが理解されていないと書いてありました。それで、日本の問題は、子供の6人に一人が今この相対的貧困に陥っていることで、相対的貧困は絶対的貧困よりもましだということではありませんよと載っているんですね、新聞に。

そして、貧困による格差を理解する教育支援に取り組む公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事の今井悠介氏の記事がその静岡新聞にその日載っていましたけれども、また同じころ、武蔵大学の菊地英明教授も、多くの人が旧来の貧困意識から脱皮できず、今の日本の貧困とは何かを理解されていないために貧しさゆえできないことが多く、どうせ僕なんてと何事も諦めるようになる。諦め感を持ってしまった子供に意欲を持たせるのは難しく、それが学習や進学、就職にも響く。相対的貧困は周囲に見えづらからこそ公的制度のサポートが大切だというふうに書かれていました。

私は、このことをずっとこの間、町長はわかってくれそうなお方だという、温かい心を持っているということを期待しまして言っているんですけども、保育料の未納が2,900万円調定額ある中で231万6,000円、27年度の決算で出ていました。給食費の未納が2,062万6,000円、これは生徒の給食費だけですけども、その中で183万8,000円出ていました。みんな貧困だから未納しているんじゃないとまた言われるかもしれませんが、こういう負担を軽減してあげるといのが私は行政の、やれることならやるというのが行政の努めではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 鈴木多津枝議員のほうで貧困の問題出ました。

それで、貧困についての捉え方、鈴木多津枝議員の言われる相対的貧困というのは、これは所得ベースということで所得を基準にした貧困という形であります。ただ、欧州では所得ベースのものは出していないということですね。ですから、本当に貧しいかどうかということをごきちっと調査して出しているということですね。そういうのがいわゆる欧州で出している貧困ということですね。

なぜこの貧困、今言う相対的貧困率を出したかということ、これはOECDが世界各国の格差を調べるために出したものであって、日本の貧困がどうたれというものではないということをごまず認識していただきたいと思ひます。

いや、違ふと言ひていませうけれども、そんなことごございませう。ちゃんとOECDのものを御見てございませう。OECDの原文御見ませうか。私は原文御見ませうたんでございませう。OECDの原文をちゃんと御読みませうました。それを御使ひて日本は貧困率を出しているということごございませう。

それで、貧困についての対策の問題ということ、これは一つは例へば補助金とかでやるかという御方法も御あります。今、貧困の問題を御考えるときに、もう一つ教育の問題を御考えたときには、さき言ひた貧困の連鎖ということ、教育格差をどうなくすかという御問題は非常に御難しい御問題が御あって、ただ、いわゆる所得ベースで補助金を出したから、いわゆる教育格差がなくなるかといひたら、さうでもないということが御はっきり言ひていませう。

いわゆる所得ベースでないものの対策を御とることによひて貧困の連鎖を御断ち御切ることが御できるのではないかということ、この御問題については、単純に誰々先生が御こう言ひましたという御形で簡単に御片づけられる御問題ではなくて、これは御国全体でどう御取り組むかと、福祉政策としてどう御取り組むかということが御まず御第一義的であらうかと思ひます。

それで、町でやろうと御しているのは、補助金を出すときには補助金の御当然のことながら御目的が御あって、なぜ、例へば給付型の奨学金を出すのかとか、それから通学費を御補助をするのか。私は、政治家ではないので単純に御アピールという御形のものでは御考えませうせん。きちっとその御辺で御合理的であるか、費用対御効果を御考えて御合理的にそれが御正しい御政策であるかということ御を考えるという御意味で、少し御いろんなことを御検討しながらということ御考えて御おひます。

御予算の問題ですから、やるかやらないかは、町の御政策として御目的に御かなって、町長がやること御言えば御やりますけれども、教育委員会としては御さういうところまで御含めて、それが費用対御効果で御いいのか、それで御本当に御初期の御目的を御達成するのかということまで御含めてきちっと御理解した上で、教育施策として町長に御提案を御したいと思ひて御おひます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） さすが元大学の先生の御答弁だと御感心して御聞きませうました。原文は御読んでいませうせんけれども、OECDの、でも御国も御県も、貧困率、それから御子供の今6人に一人がこの御貧困ライン以下だというところにいるよというふうに出している御わけです。それは、その御人たちが御みんな原文を御読んでいないかということではないと思ひます、御読んだか御読んでいないかとかね。

そういう形で、私も確かに先生みたいに原文は読みませんでしたけれども、こういう国が出している、県が出している、報道でもいつも使っている6人に一人が貧困ライン以下だよということは、やはりうちの町できちんと正確に出すことはできないでしょうけれども、大体そういう状況に子供たちがいる。もちろん、貧しい貧しい子供たちではなくて、親が一生懸命共働きをしたり、子供たちにまず優先的に必要なものを買って、子供たちに思い出をつくるためにいろんなところへ連れて行ってという努力をして、子供たちは本当に幸せに親に守られて育っているのがうちの町だと思います。

母子家庭の、先ほど言いましたけれども、どれくらいありますか。通告していないからわかりませんが、行政の認識が余りにも、うちの町の子供たちは本当に恵まれていると。楽な、裕福な環境で、自然はたくさんあります。だけど、親が困っていないというふうに認識しているように聞こえて仕方がないんですけれども、うちの町の子供たちってそんなに豊かな経済環境で育てられているんですか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の問題は、やっぱり議論をちゃんと整理しなきゃいけないと思うんです。貧しい方に対する補助というのは、きちっとこれ福祉政策で私はやっていると思うんです。

それで、先ほど来出ているのは、給食費とかいろんな補助の問題というのは一律を考えての補助ということですから、これは貧困であろうがなかろうかということになるかと思えます。その辺の議論をきちっと整理した上でやらないと私はいけないと思っているんですけれども。

それから、先ほどの貧困率ですけれども、簡単には出せないというのは、政府のやっているのは推計ですね。何人を対象にしているか知っていますか。5万7,000人ですよ。それできちっと所得を把握するんです。これはいわゆる個人情報の問題も当然出てくるわけです。ですから、町でやろうとした場合に、町の貧困率を出そうと思った場合には、きちっと家計に了解を得て、資料をきちっと出してもらって、それを集計してということをやらないと出てきません。

ですから、議員の言われるように、簡単に所得が何万円とかという問題ではありません。ですから、その貧困率の出し方というのはきちっと理解をしていただきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私には時間がありませんので、まとめなければいけないと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、学校給食費も保育料も100万円以上の未納があるということについてどのようにお考えですか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 給食費が、今27年度末の資料しかないんですけれども、28年度はちょっと今わかりませんが、累計で151万3,000円というのが出ておるんですけれども、

これは年度ごとのずっとの積み上げです。毎年ということではありません。

確かに収入が少ないということの理由もありますけれども、それ以外の理由の方もいらっしゃると思います。累計で言いますと、例えば26年度は未収金が14万3,000円と、そのぐらいの金額が毎年積み上がってきているということでございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、保育料のほうの現状を申し上げますと、27年度末の未収が66万円になっております。

福祉サイドのほうから申し上げますと、確かに子供の貧困、先ほどの定義の話とはちょっとずれちゃうかもしれませんが、一応、福祉課のほうに例えば生活が大変だよというふうなことがありましたら、うちのほうで要保護児童の対策の協議会を持っていますので、そういったところで協議をしていただくということがまず一つと、それから、御存じだと思いますけれども、生活困窮者の自立支援制度がございます。

子供さんの貧困というのが、その子供さんだけの問題ではなくてどちらかという親御さんにも、もしくはその暮らし並みにも問題があるかということもございますので、生活困窮者の自立支援制度の中で、当然ながら家計の相談から、それから住宅の確保の問題、それからもっといっちゃうと子供さんの学習支援の制度もございますので、そういったものの利用ができないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） セイフティーネットはぎりぎりのところではあると思うんですよ、全てにおいて、生活の。

それで、最初に申し上げましたぎりぎりの絶対的貧困ではなくて相対的貧困で、普通の人間らしく豊かな生活ができる状態にないことを相対的貧困だよというふうに言っていると私は認識しています。少ない人数で政府が出したかどうか、それは初めて知りましたが、そういう状態で、私はやっぱり子供たちを見ていくのに、うちの町は27年度、子供が17人でしたか、出生数。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 平成27年度につきましては17人ということです。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長、これをどう思いますか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 出生率ばかりでなくて、若者の定住がどうしたらうまくいくかということを考えて知恵を出さないといけないということは、当然わかっております。

その中で、今まで議論ありましたけれども、私は貧困というのは、もう一つ大事なものは心の貧困というのが非常に大事だなという、大切に、それをどうするかということも考えなき

やいけない。相対的、絶対的な貧困ということもございますけれども、心の貧しさもやはりつながっていく可能性があるんだと。

といいますのは、収納率の問題につきましても、全てが支払いができないから滞納が残ったという話じゃないと思っていますので、当然払うべきものは払うというようなことも心の教育として指導していく必要があるのかなということを感じております。それは、一方的でなくて、全体的にそのような心づもりで行政は対応すべきだなということを感じております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に苦しい生活を経験したことがなければわからないだろうと思うんです、その心の貧しさとかいうことも。楽に豊かに生活したくても、借金があったり、返済しなければいけない、病人がいる。いろいろな事情があって、しかも夫婦で臨時で仕事をしている。町で臨時職員募集しますけれども、時給八百数十円ですよ。1カ月働いても十六、七万円ですよ。そういう中で、2人でやっと一生懸命働いて子供を子育てしているんだと思うんです、そういう人たちは。

でも、うちの息子もそうですけれども、やっぱり結婚に踏み切れない、自分がそういう生活をしているから。そういう人ばかりではないでしょうけれども、そこに行政が何かを応援することによって、もちろんたくさん応援していますよ。乳幼児医療費から高校生の受け入れ、そういう応援はしているけれども、でも、今年はこれだけやるよ、来年はこういうことをやるよ、頑張ってみんな一緒に、町も親と一緒に頑張ってみようというアピールをもっとするべきじゃないかと思うんです。

そのためのツールとして、私はこれまで保育料の半減化とか無料化とか、それから給食の多子世帯の減額とか無料化とか、そういうことをずっと言い続けてきたんですけども、保育料は、幸い国のほうが先に多子世帯の負担軽減ということで2人目を半額に、それから3人目を無料にということ、子供が学校を卒業しても3年生までですか、もう全員対象にするということになって、今まで私がお願いしてきたことを国のほうが先に実施しました。

でも、そこで、じゃうちの町は国がそうやったんだからもう一歩出て無料化しようよとか、そういうふうにならないということが、私は、この町に住んでいて、自然があって、みんな優しくて、人情が温かいい町だけれども、もう一歩、西伊豆町みたいに、もちろん医療費も高校生までも無料化、給食費も保育料も無料化と、小さい町だからこそできるんだよと踏み切っている、そういう町にどうしてならないのかなと不思議で不思議でしょうがありません。まだまだ、うちの町はこういう状態でいいとお考えなのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 全てが、100%いいとは思っておりません。まだまだ困難なやるごとがたくさんあるという中で、選択して行政は進めていかなきゃいけないなという中で、今、西伊豆の話も出ましたけれども、当然、よその町ですばらしいことをやっているということも承知しているところでありますし、そういう皆さんからも参考的な意見として話は聞いて

おります。

その中で、できることはなるべくやっていきたいという思いでおりますが、もう一つ大事なことは、町民に負担が増えてはいけないということも考えておかなきゃいけないと。町民が負担してくれれば何でもできますけれども、負担にも限界があるとするならば、今現在判断して、できるもの、できないものに対応していく。

ですので、議会の皆さんからのいろんな意見もあることも承知しておりますし、先ほどの一般質問でもいろんな、こうしたい、ああしたいという話もございました。それらを加味した中で、お年寄りのお達者度が県下で一番総合的には高いということも、まだ原因を究明はしてありません。しかしながら何がよかったのか。私は、きずなということが非常に、近所の皆さんが助け合っている気持ち、これがそのようなつながりになっているなという感じはいたしております。

あとは、子ども子育ての関係をどうするか。これは非常に大事な問題で、何もやっていないわけじゃなくて、今までもやっていたけれども、順序が逆なのか、まともになっているのか、その辺も検証しながら進めていくということが必要で、決して後ろ向きで続けないということを言っているわけではありません。検証して対応していくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初の町長の答弁の中に、島田市がやっている育児サポーター制度、いろいろあるんですけれども、その中で育児サポーター制度とか、やれることからやりたいというふうなことも言われましたけれども、この育児サポーター制度というのは、私はこの一般質問でも何回も取り上げてぜひやってほしいということをお願いしたんですけれども、どういう制度か御存じでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは、イコール的に言うと、藤川でやっている支援がその形じゃないかなというふうに感じてはおります。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、訂正をさせていただきます。

育児サポーター制度というのは、例えばお子さんが生まれた御家庭に対して保育士を何時間か派遣をするということで、島田市のほうはたしか30時間ですか、180日以内であれば30時間無償で保育士を派遣するという制度でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） つけ加えますと、妊娠中にも10時間以内、そしてお子さんが生まれると、産後180日以内に30時間、保育士さん、あるいは資格がなくてもいいというふうになっているんです。必ずしも保育士とはなっていないけれども。そして、上の子供のお子さんをおもりをしたり、お母さんがどこか出かけなければいけないときには代わりに、赤ちゃん

んならちゃんと預かって、授乳をすとかいろいろなことをやってくさって、これはうちの町で赤ちゃんが生まれて大変な思いをしている親御さんにやってほしいと2人から言われました。正直言って2人です。

でもそれを取り上げましたけれども、なかなかやっていただけなかったんですけれども、これはどうでしょう、町長。やろうと思えばできることじゃないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私は、非常に差別的なことが多くていろんな人に叱られておりますけれども、自分の子供をどこまで自分が育てるかというところも加味する必要があるのかなというふうに感じています。といいますのは、三つ子の魂百までではありませんけれども、やはり親の教育というのがどこまでできるか。一生懸命やったかやらんか。それによって私は子供の将来につながるというふうになんか思っておりますので、やはり親子のきずなというのも大事にするべき時期があるではないかというふうに思っています。

しかしながら、それがいろんな状況のもとでできない方には当然行政が応援するということが、ですので、できることは行政は応援していかなくちゃいけないという思いであります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということでは、島田市でやっている、隣の市で、うちの町のお母さんたちにも、おじいちゃん、おばあちゃんたちにももう情報が入っている人たちがいらっしゃるんですよ、いいなというふうに。そういうことをうちの町でやれる条件があるんじゃないですかね。私、藤川の子育て支援センターにも行きましたし、社協にも行きましたし、浜谷さん、来風の方とも話をしました。行政がそういうことをやろうとするのであればぜひ協力したいというふうな話を聞いています。でも、それも報告しましたけれども、なかなか取り上げない。

それは、先ほど町長が言われた親子のきずなが壊れるんじゃないかとか、とんでもない、きずなが壊れるようなことではないんですよ。本当に困っているときに派遣してあげる。無理やり行かせるわけじゃないんですから。来てほしいよというときに、ちょっと体がぐあい悪いよ、上の子に手がかかって大変だよ、そういうときに、何時間もお願いできるわけじゃなくて、本当に必要なポイント的なお願いを、限られた時間だけ派遣できるという制度ですので、例えば社協とか子育て支援センターとかで考えていく。やる、やらないとすぐに言えないかもしれませんけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） この点につきましては、福祉課のほうで子ども・子育て会議を開催しております。先月も実施をいたしまして、どういったサービスがこの町にふさわしいのかということで委員の皆さんに御意見をいただきました。確かに、委員の皆さんの中には、この地縁のよさがかえってこういうことをすることによって損なわれてしまうのではないかと御心配をされる委員もいらっしゃったのは事実です。ただ、そうではなくて、実際に

そういう地縁の方がいらっしゃらない場合も想定としては考えられるので、そういったものも含めてこの会議で考えていきたいということでお話を申し上げたところでございます。

ですので、今後、今どうこうというのは申し上げられませんが、子ども・子育て会議の中で内容等を詰めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど教育総務課長から、就学援助を受けている生徒さん・児童さんが児童で2世帯2人、生徒で6世帯7人ということで、これは小・中合わせての数字でしょうか。率でいうとどれぐらいか出しておられますか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 率は、小学校が195人に対して2人ですので1.03%、中学校が110人に対して7人でありますので6.36%です。

それから、1点、訂正よろしいですか。

○議長（太田侑孝君） はい。

○教育総務課長（前田修児君） 先ほど急に聞かれて見るところを間違えてしまって、27年度の学校給食費の未収額が「151万3,000円」と申し上げましたけれども、「165万6,000円」の誤りです。すみません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 就学援助制度も、まだまだ私は周知をすれば受けたい人たちがいらっしゃると思うんです。うちの町の方針は、学校の先生、校長先生になるんですかね、と民生委員さんがその子供の生活状態を見て、こういう制度があるよということで勧めてくださっているということですが、大きいところだから目が届かないからそういうふうに行っているのかもしれませんが、自治体の中には、もう入学するときに、こういう制度がありますよということで説明書と申込書を一緒に配っているところもあると聞いています。そういうことはうちの町ではなさらないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 以前もお答えをさせていただいたと思いますけれども、説明等はさせていただいておりますけれども、申請書はやっぱり渡してはおりません。確かに議員言われるように、大きい町なんかでは説明と一緒に申請書を渡して、それでまた必要な人は教育委員会に行ってもらおうと、そういうことをやっているところは結構全国ではあると聞いております。

ただ、うちの町は、先ほど町長からの答弁があったとおり、非常に小さな町ということで、その環境というのを学校長にしても民生委員さんにしても知り得る状況にあるということで、こういう方法をとっておりますけれども、全国的に見て、今議員言われるようにいろんな形をとっているところがありますので、そこら辺を参考にしながら教育委員会としてはいま一

度検討をし直してもいいかなと、そんなふうには思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ、子供たちを育てる条件が、親御さんたちに、本当に子供育てるのが楽しい、町がそういうふうに応援してくれているよというふうな町に私はなっほしいなと思います。

次の質問に移ります。

介護保険のことなんですけれども、特養とかショートステイを利用するのに、これまで低所得者の食費や居住費を軽減するのに、補足給費というのをやっていたんですけれども、8月から、新たにこの所得の算定の対象に、遺族年金と障害年金を加えて、補足給付が中止になったという事例が、結構全国で出ているというのを新聞で読んだんですけれども、うちの町はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは質問にお答えします。

施設入所費に係る費用のうちの食費、それから居住費でございます。が、本来ならば原則自己負担というふうになっておりますが、住民税非課税の入所者についてはその申請に基づき補足給付を実施すると、それでその負担を軽減するという制度でございます。

今回の介護保険の改正で、この補足給付の支給段階の判定に当たって、非課税年金であります障害年金と遺族年金の収入も勘案されることになったということでございます。主に施設利用者の場合の負担軽減ですけれども、第1段階というのが生活保護世帯等になりますが、それから第2段階が住民税非課税であって合計所得プラス年金の収入額が80万円以下の方、それから第3段階としては住民税非課税の方であって第2段階以外の方というふうに、御了解をいただけたと思いますけれども、御質問にあります、今回その段階が2段階から3段階に上がった方というのが17名いらっしゃいます。その17名の内訳としましては、遺族年金の方が13名、それから障害年金の方が4名というふうになっております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、施設に入っている方の数値ですか、これは。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 証を発行したということでございます、受給者証を。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そうすると、現在、特養などの施設を利用している人でこの補足給付がもう打ち切られたよという人がいらっしゃるかどうかは把握しておられないんでしょうか。つけ加えますと、まだ始まったばかりですから、8月から、だから把握するのは難しいんですけれども、そういう御相談はないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 現在のところ、そういった御相談は入ってきておりません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当にきめ細かく見ていただいているので、困る状態というか、介護が必要なのに受けられないという状態には、きつとうちの町はそういうことはしないと私も自信持って住民の人たちに言えますので、困ったら行政に、包括支援センターに相談するといよいよというふうに言ってきていますので、ぜひそういう対応を続けていただきたいなと思います。

それから、低所得者ほどサービス利用について少ないんじゃないかと、そういう点で、所得ランク別の介護認定に対する利用状況というのは把握しておられますか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 所得段階における介護保険の認定者数は把握をしております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） その認定者数の中で所得ランク別にどれくらい介護を、認定されているということは、要支援1・2、要介護1から要介護5まで、これだけが必要だよということで認定をされているわけですね。その中で、所得ランクにおける利用率というのを、ここで言ってもらわなくてもいいですけども、把握はされているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません。今手元には利用率までは持ち合わせがないものですから、またお問い合わせをいただければと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険料の滞納状況なんですけれども、26年度に56万8,000円、現年度の滞納額がありました。さっき、保育料や給食費では現年度分じゃなくて繰り越しも入れて申し上げたのでわかりにくかったと思うんですけども、載っていないんですよ、給食費とか保育料には現年度の滞納が、累計しか。だから言えなかったんですけども、介護保険はちゃんと出ていますので、現年度と過年度分が。それで、現年度で27年度が71万円、26年度が56万8,000円ということで少し増えているんですよ、15万円ぐらい滞納が。

こういう滞納されている方に、先ほどから町長が滞納するのはお金がないからだけじゃないよというふうに言われているんですけども、もしかしたらそうかもしれませんけれども、でも一番大きな理由はやはり支払いが困難な人たち、介護保険でいえば特に普通徴収の人しか滞納ができないんですよ。あとの人たちは年金が月額1万5,000円以上あれば皆年金から天引きだから、その年に65歳になった人か、あるいは介護保険だから75歳ですか、65歳ですか、ちょっと頭が混乱して、その年に対象者になった人と、あとは年金が月額1万5,000円以下の人しか滞納が、自分で納付するということができない人たちですので、ここでしか滞納が発生しないわけです。

そういう月額1万5,000円以下の年金の収入で、ほかに収入がある人ばかりはもうほとんどないんじゃないかと思うんですけども、そういう人の中で滞納が増えていっているとい

うことをどのようにお考えでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、介護保険の滞納状況についてちょっと御説明をさせていただきます。

介護保険の滞納状況についてですが、平成27年度末で35名の方がいらっしゃいます。そのうちなんですけれども、比較的期間の長い方が7名ほどいらっしゃいます。

滞納者への対応ですが、未納期間が1年以上の方々は、一旦サービスの利用費を10割お支払いいただいた後に自己負担分の1割または2割を差し引いた額を御本人にお返しするという、償還払いの制度になってございます。また、保険料の納入について不納欠損になった場合は自己負担が3割となります。このため、未納のある方については、制度説明して、納付のお願いをしているところでございます。

納付の原因につきましても、単なるお忘れから、それから、どちらかという支払いの意思が余り見えない方までいらっしゃいますので、もし介護保険料に滞納があったらこういうふうになりますよということは御説明をさせていただいて、なるべく長期にわたる滞納にならないようにさせていただいております。

現在、町内には給付制限を受けている方はおりませんので、今後も引き続きお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） とてもきめ細かなきつと対応をされて、こういう状況になっているんだと思うんですけれども、引き続き、大変ですけれどもよろしく願いいたします。

それで、最初の1回目の答弁のとき、町長が、要支援で介護保険の中でサービスを給付するか、それとも町の総合事業に移行するか、その人の状況を見て判断していると言われましたけれども、要支援1・2は、介護保険の中ではサービス提供ではなくて、町が行う通所と訪問ですけれども、介護になっているということで、そういう様子を見ながらということが可能なんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 実際にはこの1年間が移行期間になりますので、これから要支援1・2の方につきましては、例えばサービスのどういったものが必要なのかということによって、要支援の認定をお受けになるのか、それとも要支援の認定を受けなくても、例えば訪問介護と通所介護については事業対象者のままサービスが受けられるものですから、そういった方でお勧めをしているということです。

ですので、要支援を受けなければいけないサービスについては、例えば住宅改修であるとか福祉用具の貸与ですとか、そういったものにつきましては要支援の認定をとっていただくようお願いをさせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思
います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

それでは、2時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、最後の質問者になりますが質問をさせていただきます。

11番、中澤莊也です。

孔子の「信無くば立たず」「政を為すに徳を以てす」という言葉を改めてかみしめなが
ら、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

質問事項は、農用地区域内の農地の見直しと農地の流動化ということで4点、原子力災害
発生時等における避難者の受け入れ態勢の整備はということで4点の質問を行います。

最初に、農用地区域内農地の見直しと農地の流動化についてであります。

もう、農業を続けることができない、宅地にして売買したい、でも農振地域にある農地の
転用は難しい、このままではいずれ農地は荒れ、雑草が生い茂り、近隣の方々に迷惑をかけ
てしまう、何とかならないかというような声を耳にすることがあります。

農地を守るために制定された農地法が、かえって農業振興や地域の活性化を妨げる要因に
はなっていないでしょうか。農地を購入しそこに住宅を建てたくても、20a以上の農地を耕
作していなければ農地を購入することさえできません。また、農振地域に指定されている農
地を宅地に転用することは非常に難しい。そのような状況下で、平成26年度から27年度にか
けて農用地区域内の見直しが行われました。

この見直しは何を目的として行われたのか。地域の実情等どのように勘案され、地区農
業委員等の意見、考え方等どのような形で生かされているのか。農地の流動化こそ地域再
生の鍵と考え、以下のことを伺います。

その前に少し、議長に許可を得てありますので、今、農振地域に指定されている農地がど
のような状況かというのをパネルを見て皆さんに御紹介をさせていただきたいと思いま
す。

これは農地で農業用の振興地域に指定されているところで、地名地区なんですけれども、
田んぼであるわけですが、田んぼに何か耕作を、せっかく稲を植えたのにもう面倒を見切れ
なくなって、その方が病気になられてこのような状況になって、イノシシがぬたを打ってい

るような、そんな状況です。人家の前であってもこのような草が生えていて、利用したくても利用できないというような状況にあるということをまず皆さんに知っていただければと思います。

質問事項ですが、農地法における現状と課題をどのように捉えているのかというのが1点であります。

2点目は、何を基準に農用地区域の見直しを行ったのか。

3つ目が、地域の実情や農業実態、農業委員等の意見はどのような形で今回の農用地区域の見直しに反映されているのか。

4点目ではありますが、今回の農用地区域内の見直しを今後の農業施策等にどのように生かし、将来の町の農業の姿をどのように描こうとしているのか伺います。

次の質問事項は、原子力災害発生時等における避難者の受け入れ態勢の整備ということであります。

原子力災害発生時等の避難等に際しては、原子力災害対策重点地域外の多くの地方公共団体の協力が必要となる状況において、「原子力災害発生時等に備えた受入市町村による事前の準備や、原子力災害発生時等の実際の避難所、福祉避難所等の設置、運営のため必要と考えられる事項等を示すことにより、受入市町村及び避難元市町村の避難等受入れに関する手順の具体化等を図り、具体的な取組を促進すること」を目的として、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」が平成28年3月23日に内閣府から示されています。

この指針が川根本町の地域防災計画等の中でどのような形で生かされているのか、以下4点のことについて伺いたいと思います。

1点目が、避難者の受け入れに関する基本的な考えは。

2点目が、市町村において作成が義務づけられている避難所運営の手引（マニュアル）に原子力災害発生時等の避難者の受け入れに対する事項は追加されているのか。

3点目が、想定避難元市町村（島田市等）との協議は行われているのか。

4点目が、原子力災害発生時に影響が及ぶ区域、特にUPZ30km圏内ということについての町の考え方を伺いたいと思います。

以上、町当局からの具体的かつ前向きな答弁を期待し、最初の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、11番、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず1項目めの1点です。農地法における現状と課題をどのように捉えているかという質問であります。

農地法は、「国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限ら

れた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資すること」を目的としております。

川根本町におきましても、農地は地域における限られた貴重な資源でありますので、今後とも、農地を守り、農業振興に努めてまいりたいと考えております。

課題として考慮している点としては、耕作を放棄する所有者が増えてきている現状があります。受け継がれてきた貴重な財産を放棄することなく、自分が耕作できなければ効率的に利用する耕作者を探すなどの対策をしていただきたいというふうに考えております。

2点目の何を基準に農用地区域の見直しを行ったかという質問でございます。

農業振興整備計画は、旧中川根町、旧本川根町ともに昭和48年度に整備計画を策定し、おおむね5年ごとに見直しを行ってきました。今回、平成21年4月に策定した農業振興地域整備計画を平成27年度に見直しを行ったわけですが、農地を守り農業振興を図っていく上で、現状の農地を確保するという基本方針で見直しを行ったところであります。

細部につきましては、国道などの道路改良や急傾斜地対策工事などの公共事業での現状と照らし合わせて、見直しの実施をいたしました。

3点目に、農業委員会等の意見は見直しに反映をされているかとの質問がございました。

町の農業振興地域整備促進対策協議会においてご意見を伺っております。この協議会の委員構成ですが、議会の代表者、農業委員全員、農協の役職員、林業関係団体役職員、農業団体役員、学識経験者から成っております。

平成26年12月24日開催の協議会において定期変更のスケジュール等を説明し、委員より御意見、御提案をいただき進めてまいりました。県との内容調整、関連する事業の調整等を行いながら計画書の案を平成28年2月5日開催の協議会に諮り、県への本協議を終え、平成28年3月に変更計画書が策定されました。

4点目に、計画の見直しを今後の農業施策等にどのように生かし、将来の町の農業の姿をどのように描こうとしているかという質問がございました。

本町の農業においては、過疎化や兼業化が進み、農業従事者の高齢化や担い手不足等が深刻な問題となっており、農地の荒廃化が生活環境に及ぼす影響も懸念をされております。

このように農業を取り巻く環境が厳しくなる一方で、農業・農村の持つ国土や環境の保全機能、地域伝統文化の継承機能などの多面的機能が見直されつつあり、今後は、優良農地の確保を基本とし、担い手の育成や川根本町の特性を生かした農業の振興を図る必要があります。

そのため、茶業については、生産基盤の整備はもとより生産の中心的担い手となる認定農

業者の育成や、消費者ニーズに合った茶づくりに重点を置いた施策展開を進めていきたいと考えております。また、茶を補完する農産物の生産に取り組み、農業所得の拡大や農業経営の安定を図っていききたいと考えております。

次に、原子力災害時の体制に関する質問に対しお答えをさせていただきます。

6月議会におきましても菌田議員からも同様の質問がなされお答えをさせていただいておりますが、原子力災害が発生した場合に、その影響が及ぶ可能性がある区域として発電所からおおむね30kmに含まれる地域が屋内退避等の防災対策を段階的に実施する必要がある地域として、緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZ圏に位置づけられていることは、議員も御存じのことと思います。

浜岡原子力発電所において、牧之原市、菊川市、島田市など10の市町に及ぶ地域とされており、当町はこの圏外となっております。

万一、原子力災害が発生した場合に備えるため、県が策定し本年3月に公表された浜岡原子力災害広域避難計画では、UPZ圏内住民の避難が必要になったことの想定に基づき、当町へは島田市笹間、抜里地区住民約480世帯1,400人が避難するものとされております。

避難行動は、避難される方の汚染状況を確認することを目的とした避難退域時検査、いわゆるスクリーニングを県等の調査機関により当町への受け入れ前に実施し、その後に避難所への入居をするとされております。

同計画では、当町での避難所生活を最長1カ月程度と見込んでおり、あくまで当町が被災していないことが条件であることから、被災者の避難所生活等への対応諸資材も当町の備蓄資材を充てることとされております。

また、平成23年に作成した避難所運営マニュアルへの原子力災害発生時の避難者受け入れに対する事項の記載に関する質問であります。同マニュアルは避難所組織のあり方、活動内容をまとめたものであり、原子力災害発生時の避難者に特化した記載はされておられません。

しかし、本年3月に修正した地域防災計画共通対策編、第3章「災害応急対策計画」、第7節「避難救出計画」の「広域避難・広域一時滞在」において、広域避難を行う際は、当該市町と直接協議の上、「自治会等コミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する」ことや、「避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努めるもの」としております。

現在、原子力災害発生時における当町への想定避難元市町村である島田市とは、県の浜岡原子力災害広域避難計画に基づき、昨年度末、一度協議を行ったところであり、今後、詳細について随時検討・協議を重ねていくということとしております。

最後に、原子力災害が発生した場合、その影響が及び可能性がある区域に関する考え方についての御質問であります。先ほど説明したとおり、当町はUPZ圏外であることもあり、現時点では具体的な住民の避難計画等は想定しておりませんが、今後、県をはじめとする関

係機関等ともさらなる連携、調整を進め、最善の方策を講じられるよう調査検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まず、総体的なことで農業の関係ですが、農用地の見直しということですが、先ほど皆さんにパネルをごらんになっていただいたと思います。あれが農振地域に指定された農地の現状なわけです。人家のすぐ近くで、先ほど町長が言われたように、生活環境に影響を及ぼす可能性が、まさにあるわけです。もし町のほうで都市計画というんですか、まちづくり計画のようなものをつくられて、優先的にあそこの土地を町が購入され宅地化していけば若者の定住ということも多分増えてくる。そのためには、行政でやれば農振の除外は割かしというか簡単にできるわけですね。それを個人でやろうとすると最低でも1年、それ以上かかってしまうわけです。

その辺について総体的な考え方をまず伺いたいと思います。あの実情を見てどのように感じたのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 産業課は農地保全の立場のほうの担当ですので、農地を守るということから答弁をさせていただきます。

先ほどのパネル、大変ああいうところあります。例えばその施策の一つとして多面的機能交付金ということで、我が町では久野脇地区、瀬平地区、地名地区で交付金をいただいて農地を守るということに取り組んでいます。

それは、集落全体で農地のり面の草取りや側溝掃除、そういう活動に対して交付金が出るということで、例えば先ほどのパネルの地名地区においては、今年度から5年間、約160万円以上の交付金を受けているということで活動を始めます。ということは、その対象地は全て農用地が対象となって交付金をいただいておりますので、違ったほうに開発とかということになるとそちらのほうの影響も出てくるかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） わかります、言っていることは。農地を守るためにつくった農地法が、現在機能していないというのは、課長も認識をされているというふうに私は思っています。

水と緑の交付金をもらって、5年間、草刈りをやったりあぜの整理をしたりすることはできるということも存じておりますが、個人の所有の土地に入ってそんなことは多分できないと思うんです。そういうことも対象になっているのか、本当にそういうことができるのか、その辺確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） この多面的機能支払い制度を利用するためには、具体的な地区名、

地名区というような形で出させていただきますけれども、構成員がそれぞれいます。そういった構成員がみんなで取り組んでいくということで組織をつくっておりますので、その構成員であるならば、他人の土地ということでなくて地域ぐるみでの取り組みになりますので、そういう問題はないというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） わかりました。

私も地域の一員ですので、その会員としてしっかり農地を守っていききたいというふうには思っております。

農用地の見直しということが、26年度、27年度にかけて、農業委員会の意見と地元の実情等を把握された上で行なわれたというふうに、以前、課長のほうの答弁を伺っておりますが、実際に産地化された農地については見直しを行うというようなことを以前、回答されたと思うんですが、実際に何haぐらい具体的に農地の見直しを行われたのか、どのような地区を、急傾斜地とか先ほど言われましたけれども、具体的にわかればまず教えていただきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 具体的には、先ほど町長が答弁を申し上げましたとおり、公共事業に係る農地の減は削除させていただきました。先ほど言った公共道路とか急傾斜の工事に係る農地の減です。原則的に農用地の除外はできないということになっておりますので、基本的には公共事業の数字の分を考慮したということでございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の答弁に少し異議があります。

私が過日、ある代議士とお話をさせていただいたとき、農振の見直しというのがもっと簡単にできたら町が活性化するのではないかというお話をさせていただきました。その代議士が言われるには、今、農振の除外については、今までは4ha以上は国のほうの許可になっていたんだけど、4ha以上でも県が許可をする。県とは、国と事前に協議をすれば、それで国が認めればいいという話に多分なっていると思うんですが、そういうことで町のほうで、例えばここを宅地化したい、ここは造成して農地じゃなくて、これはもう後継者がいないから農地としてはちょっと無理だよという話になっていけば、そういうことを具体的な計画を持って上げれば農振の除外はできるのではないかと、そういうお話をされていたんですが、その辺についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農用地の除外は原則できませんが、そういう公共事業の計画があれば必要最小限で除外をすることが可能です。計画があればです。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ですから、以前からも申しておりますとおり、町のほうで若者の定住、子育てを含めて町の活性化を図りたいという考え方があればそういう計画を持ってしかるべきだと思うんです。そういうふうにしたほうが町が活性化すると思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 荒廃地を、簡単に言うと町が計画を持って管理しろということだと思います。その中でもう一つ大事なことがございまして、川根本町全域が日本で最も美しい村連合に加盟をいたしました。その中で環境というのが非常に大きな位置づけになっておりまして、そちらのほうでも荒廃地をなくして環境を守ることが明確になっております。それらも踏まえまして、やはり行政が農地法も絡めて一体となって対応することがこの町の環境を守ることに繋がるといふふうに思っております。

ですので、農地法につきましてもやはり計画をどうするか。先ほど来話ありましたけれども、お子さんを育てる環境を守っていく、またお年寄りのお達者度を上げていく、そのような中で、町として計画できるものは一緒になって計画をして、環境も守りながら対応していくということであれば、必ずや転用して対応できるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 少し確認をさせてください。ということは、そういう耕作放棄地にならないように新しい耕作者、先ほど言われましたように協同組合とか地域で守る。農地として守っていくのを原則として、美しい村連合に指定された川根本町としてはその伝統文化、そういうような景観も守っていくという、そういう考え方ということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） そのようにして町も絡み合って対応していくことが必要だろうということで、当然、今現在でも、面積忘れましたが相当の耕作放棄地があるということ。それから、山林についても大変大きな、手の入らない山があるということになりますと、将来の境界も含めて大変な問題が出てくるという中で、今できる限り早目に手をつけていくことが必要だろうと。それはお茶の荒廃地ばかりでなく山にも関係すると。特に電車の線路の周辺、それから国道、その他町道の周り、これらは景観整備としてやっていく。

それともう一つ大事なものは、徳山の鹿ん舞みたいな伝統文化を守るといふことも絡めてやらなければいけないというふうに、責任を持って行政も絡むといふことが必要といふように思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 町長の基本的な考え方はわかりました。

この農地の見直しに当たって地区の実情を勘案するという話が多分あったと思うんですが、それと、農業委員等専門的な方が事前に調査をされて、地域の実情を把握されていたと思う

んです。地域の区長さんたちについても意見を伺っていたと思うんですが、どんな内容のものがこの検討会で出ていたのか、具体的なことでお話を聞きたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 先ほど町長答弁の中で、協議会に諮らせていただきまして、御意見、御提案を受けました。総体的な意見としては農地を守っていくということで一致をして、会議を終了しております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ということは、今回の26年度、27年度にかけた農地法の見直しについては、原則ほとんど農振地域を外したというのはないという、そういうことで考えてよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 見直しで外すということは随時変更と同じ理由が欲しいということとありますので、今回は、先ほど言ったように、公共事業の面積の分を勘案したということとあります。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の考えわかりました。

例えばこれから相手企業のサテライトオフィス等も入ってくる可能性もある。若者も新しい自然農法等を求めて、この土地を利用してここに住みたいという方も何人か来ているんです。

新規就農者というんですか、そういう人たちが農業をやりたいような場合とか、新しくここに、川根本町にぜひ住んでここで暮らしをしてみたい。メンパをやろうとしている、ああいう若い人たちも来ていますよね。そういう人たちの受け皿として、やはり農振地域の見直しというのは今後絶対に必要になってくるというふうに思うんですが、その辺について再度伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員の質問、確認ですが、よそから来る農業者にとって農振の解除が、見直しが必要という意味がちょっとわからないので教えてください。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） すみません。農振地域というか農地法全体と、例えば2反歩以上ないと農地を借りられない、うちのほうは今2反歩になっていますよね。ほかのところは5反歩以上とかあるわけですが、そういうものについても含めてということですか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地を持てるのはやはり最低、今2反歩で、県下でも最低が20aで2反歩ということで、それを見直すということはまだ考えておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 下限についての今答弁がございましたが、農振地域について町のまちづくり計画の中で、新しい若者等が定住するという可能性を持たせるためにも、農振地域の見直しというのは私は大切なことではないかと思うんですが、その辺についてお答えを願いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） よそから来て農業を始めてくれる方がいたということで、最低限、収支計画を出していただいて、町としては最低300万円の所得というラインを引いております。2反歩では少し足りないかなという感もあるんですが、そこら辺もあって最低限の数字が2反歩ということになっているかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 以前、農振の見直しのときも、多分、課長が言われたのは、5年間たって大体1haぐらい、その間に見直しを図っていくと。それは多分、道路とか公共事業によるものというふうに捉えたんですが、そうではなくて、やはり町の施策としてそういうことをやれないかと、やっていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 産業課は農地を守るという担当部署ですので、私の口からは、農振地域を減らすような計画をつくるということは申し上げることはできないと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 話が平行線になりますので、この質問についてはまた機会を変えて詳しいことで議論をさせていただきたいと思います。

先ほどもで新しい農業の姿をどうするかということにお答えいただいたんですが、消費者ニーズに合ったお茶の生産とか認定農業者を増やしていくということと、耕作放棄地が出ないように集約化させていくというお話があったと思うんですが、農協等と一緒に行政が取り組まれている農地バンクの実情、あと国が進めている中間農地の集約機関。

これ、ミスマッチが多くて、うちのほうでこの土地を使ってくれというものが今まで何件か出たと思うんですが、それと、それを耕作したいという方がいないわけです。急傾斜地であるために。ということはそういう農地は荒れていってしまうんですね。だったら何か、農地転用して有効活用するというほうが貴重な資源を生かすということにつながるというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町でこれをやりたいという計画があれば積極的に対応できると。ただ、今、農地をやってみたいという方がこちらへ具体的にないという中ではその対応をしていないということで、そういう要求があれば、当然ながら町としては対応していくということになるわけなんです。

今現在はそういう例がないものですから対応していない。しかし、そういう要望がだんだん強くなって必要とするならば対応することは行政はすべきだという、守るほうと開くほうと両方あるというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 一つ情報としてお伝えをさせていただきたいと思うんですが、今、町長がそういう例はないというお話をされていたんですが、ある若者と話をする機会があって、地名の田んぼのようなところで自分たちで自然農法して、そこで米をつくりたいということで、今、静岡市に住んでいる方ですが、そういう方が結構いるんです。お茶じゃなくて田んぼなんかで自然農法やりたいと。だから、そのときの受け皿としてやはり整備していく必要があると思うんです。そういう実情はあるわけです、多分把握されていると思うんですが。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどパネルで紹介がありました。ああいうところを借りるかどうか、その辺を確認しないと行政が入っていけないということなものですから、そういうものも具体的に詰められる話なら行政も入って詰めていくということになろうかと思えます。

法的には取得するのか借りるのかという問題も多分あると思う。その辺も絡めて、やはり行政と皆さんと地域と、買いたいか借りたいかわかりませんが、その人と話し合いをする。そんなことは町も入って対応することが必要というふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 農地の見直しについては最後の質問にさせていただきたいと思いますが、農業委員会とか農業委員の方とか地元の意見というのは、ほとんどの方が農地は守っていくというご意見であって、反映されていないというか、それが今回の見直しに反映されたということによろしいですね。

実情があるわけじゃないですか、さっき見てもらったように。ああいうところは宅地として、もう後継者がいない方は手放したいんです、はっきり言って。そういう意見は出なかったんですか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地を守る立場の産業課ですが、それを規制するのが農地法、農振法です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 法律に従えばそうなのでしょうけれども、農地の見直しについては、これで終了させていただきたいと思います。

2番目の質問事項の原子力災害時等における避難者の受け入れということで、まず、菌田議員のほうも前回質問されていますけれども、私は、このUPZ圏内の30km圏内というのを常々疑問に思っていたし、不安であったということがあるわけです。

例えば、先ほどの避難元の島田市笹間、抜里から480世帯1,400人ぐらいの方が避難されてくるというお話があったわけです。抜里、笹間の方が避難してきて、石風呂、葛籠、地名なんかにも、すぐそばなんです。そういうとき町として、UPZは国の指示に従って県が決めたとは思いますが、そういう人たちの不安を払拭するには何らかの措置を私はとっていく必要があると思うんですが、その辺について御意見を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今の御質問は、広域避難をされてきた方が避難生活を送る上での不安という意味でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） そうではありません。UPZ圏内をどのように捉えるか。福島原発のときでも、風向きによって放射能が飛んできてかなり濃度が高いところがあったわけじゃないですか。だからそれを心配するわけです。

それはもうそのように、そんなことはもう国が決めたこと、県が決めたことなんだから問題ないという考え方ならそれで結構ですし、そうではなくて、そういうことも含めて今後の避難体制をとっていく、そういうことでお答えを願いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほどの町長答弁の一番最後の部分でも触れておりますし、6月に藺田議員からも同様の御質問をされてお答えをさせていただいておりますけれども、いろいろな形で福島状況等を受けての御不安であるとか、心配されるお気持ち等は重々わかります。

ただ、現状の中では、国がそういう形で示したものを、町としてそれを上回る形の中の判断をするといったものの基準は持ち合わせていないということがある以上は、今後については、県とかいろいろな形の機関と協議をしていく中で対応していきたいというふうに考えております。現状はUPZ30kmというものが定められておりますので、それを上回って町が何かをするといったものは持ち合わせはないという形でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） その受け入れについて、これは町長の答弁にございましたが、まず避難者の受け入れに当たって、放射能で汚染されていないかというスクリーニング検査ということをされるということですが、それでその結果、避難所へ移動をさせるということなんです。このスクリーニングはどのような形で行われて、例えば放射能度が高いような人たちはどのような形で別の避難所に移動させるのか、その辺について詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） スクリーニングにつきましては、今、議員言われたとおり、当町に避難受け入れをする以前の段階で、放射能汚染の状況の検査をするといった行為をいたし

ます。それについては、当然、町ではでき得ない話でありますので、県並びに国等の専門的調査機関が検査をするといった過程になります。よく、原子力災害のときの訓練の報道等を見ていただければ、感知器を使って検査しているような絵が映し出されると思います。そのような形の検査をして実施するというものであります。

それを受けて、当町で受け入れをする方についてはあくまでも原子力汚染を受けていない方になります。原子力汚染を受けた方につきましては、それ以降については県等の対応といった形で、それ以外のところの避難場所、または治療等が必要な場合はそういう施設といった形の対応になるというふうに理解をしております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。

それで、避難場所という話が今出ました。そのマニュアルの中でも、当然、先ほどの野口議員の災害時における避難所は制定してあって、風水害の場合、地震の場合とかいろいろ分けてありましたよね。そういうとき、町のほうからできるだけ職員を派遣して、そこの責任者として多分運営に当たるとのことだと思うんですが、この中で示されている避難所。例えば、町の想定する受け入れ先ということですか、原子力災害に遭った場合、避難元市町村の人たちの受け入れ先の避難所、福祉避難所というものについては、地域防災計画の資料編の中で示されている避難所の11カ所、福祉避難所の5カ所、それを指すということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） そのように御理解いただいて結構です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、その中で災害時の要支援者・援護者、そういう方たちは福祉施設へということとか、障害を持たれている方とか子供、外国の方も多分いらっしゃると思うんです。そういう人たちは一般の避難所へ避難させるという、そういう計画、マニュアルを持っていらっしゃるのか伺いたと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、避難所運営計画の中で原子力災害に特化した記載は今のところまだしてございません。したがって、詳細については規定をしておりませんが、広域避難に関しましては、当然ながら要援護者等については福祉避難所へ避難をさせる、それ以外の方は通常の避難所といった形になるという形を考えております。外国人の方がどれくらいどうだという形については、現在のところは想定はしてございません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 避難者の受け入れということで、牧之原市、御前崎と焼津は、PAZ圏内でありますので、ヨウ素の配付というのを過日行ったと思うんですが、以前お聞きし

たとき、安定ヨウ素剤ということについては、うちのところは30km圏外であるから必要ないではないかという、そういう回答をいただいているんですが、現在もそのような考え方をされているのか。安定ヨウ素剤について町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 安定ヨウ素剤につきましては、新聞報道されておりますとおり、御前崎、牧之原等で実施をしております。

安定ヨウ素剤につきましても、被害想定地から5km圏内、P A Z圏内については事前配付、U P Z圏内につきましては、災害が発生した際に、全面的に緊急事態が発生した場合に至ったときに配付をするといったものが原則となっております。

ただ、牧之原市については全域に配付するといった形をとられたようでありますけれども、これも先ほどのU P Z圏内の考え方と同様、現状では当町は区域外であるということから、配備等については考えは持っておりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは最後の質問をさせていただきます。

やはり災害時において一番大事なものは、先ほど情報の連絡、本部機能ということ町長は野口議員の質問に対して答弁されておりました。

浜岡原子力発電所情勢連絡会というのが、多分、島田市なんか入っている、U P Z圏内に入っている市町村がやっている会議があると思うんですが、以前もお聞きしたんですが、そのときは町は県の主催する会議に入って連絡・調整をしているということなんですが、現在もそのような状況なのか。その会議に入ってお互いに情報を交換しながら避難計画をつくっていくという考えがあるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 現状も議員おっしゃるとおりの状況にあります。

避難計画等につきましては、基本的には現在の防災計画の中での対応という形になるかと思っております。原子力災害に対する避難計画につきましては、本年3月に県が示した避難行動計画に基づいて、現状では受け入れる側といった形になっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、U P Z圏外の当町における状況については、県とか国とか様々な機関等の情報を、連絡を密にする中で今後の対応については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今質問したのは、浜岡原子力の情勢会議でお互いの連絡調整をしているか、今後そういう考えがあるかということについて再度お答えください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 冒頭の申し上げ方がちょっと不十分で申し訳ございません。

従前と同じように、県が主催する会議の中で情報連絡をいただいているという形の状況で

ございます。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は終わりとなります。

3時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第2 認定第1号 平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算
認定について

○議長（太田侑孝君） それでは、日程第2、認定第1号、平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は第1常任委員会及び第2常任委員会に付託してありますので、それぞれの委員長より報告を求めます。

まず初めに、第1常任委員長、藺田靖邦君。第1常任委員長、藺田靖邦君、登壇願います。

○第1常任委員長（藺田靖邦君） 一般質問、御苦労さまでした。

それでは、ただいま議題となりました認定第1号、平成27年度川根本町一般会計決算、第1常任委員会所管の認定に関する当委員会の審査の経過と結果についてその主な内容を報告いたします。

初めに、9月1日の本会議終了後、総務課の財政担当室長等から、平成27年度一般会計及び特別会計の決算状況についての総括的説明や財政の健全化を示す実質公債費比率等の説明を受け、9月14日の総務課を皮切りに、15日、議会事務局までを審査しました。そして、16日、現地調査後、採決を実施いたしました。

審査の方法は、決算書、決算諸資料に基づき各課の予算科目ごとに補正の内容、財源、不用額の生じた理由等の説明に加え、事前に各課から提出いただいた事業決算報告書に基づき、主要事業内容、効果、課題等の説明を行っていただき、委員からの質問に答えていただくとともに委員からの要望、意見等に対して行政側の考え方や方針等を示していただくという方法をとらせていただきました。

審査は、行政側から事前に提出していただいた詳細な資料や、担当課長、職員の説明や委

員の皆様方の御協力により円滑に進めることができました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

初めに、総務課関係からです。お手元の資料、第1常任委員会審査報告書をお開きください。抜粋して、問い、答えという形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務課、2款1項5目財産管理費、一番下になりますが、公共施設敷地周辺景観整備委託料で、北小学校の立木伐採が地域との話し合いの中で取りやめになった理由は。答えが、不用額122万6,840円となっているが、奥泉地区からの要望により予算計上したが、その後、地区から根切りでお願いしたいという要望があったり、地区内で調整がつかず、70万ほどが未執行となりました。

また、ほかにも固定資産台帳整備委託料の残金や不動産鑑定委託料などが未執行となったことにより不用額が多額となった。

次にもう一つ、9款消防費、1項4目災害対策費、問い、災害対策費の家具固定の不用額の理由は。また、町内にどのぐらい普及し、今後どのように普及していくのか。答え、家庭内の家具転倒防止用の金具を取りつける事業の委託料だが、平成27年度は事業執行がなかった。平成27年度末までの状況は373世帯1,582カ所、1世帯当たりの箇所数に制限があり、世帯数に対する普及率は12.68%。この制度の普及啓発に努め、多くの方が利用できるような方策を考えていく。

次、3ページです。

企画課です。2款2項3目まちづくり事業費の3つ目です。空き家改修費の補助を限度額100万円に拡充した効果は。その家族、扶養家族を入れた方が移住してきていただいたこと。まだ、1件だが多人数の家族に住んでいただくことはありがたいと思っている。

次、5ページめくってください。

情報政策課、2款2項5目、ここは要望とか要請がどうしても新しくできた課ですので多かったです。4つ目です。端末の活用方法として訪問看護等での端末の活用は。かわねフォンは固定の設置になるので、例えば枕元とかに置いての使用は想定はしていない。医療現場や介護現場ではタブレット端末を活用して生かしていきたい。担当の部署において検討中という認識でいる。

次、6ページ、生活健康課です。

4款1項5目地域医療推進費、2番目です。上長尾田澤内科医院駐車場敷地購入費の内訳はということで、補正で584万1,000円増額後、さらに不足する分89万7,000円を予備費を流用し購入に充てた。

ここは以上にしまして、次、7ページです。

福祉課、3款1項3目老人福祉費、あかいしの郷の増築、用地造成の見直しについてということで、当初は28年度中に開設を予定していた。用地の取得でスムーズに進まなかったことと建物が2階建てになるということでの設計の見直しがあった。現在の見込みとしては来

年度半ば過ぎに開設の予定であるということです。

次、9ページ、税務課、お願いいたします。

歳入のところで1款町税全般のことについて、不納欠損するに至った段階の滞納の処分の取り組みについて。地方税には時効というものがあり、税の時効は5年と決まっている。今までやっていなかったが、それをさせてもらった経緯があり26年度はかなり欠損した状況。納税者の負担の軽減という意味でも不納欠損は必要であるという判断で行った。今後は、納税の義務を消滅させることがないように取り組んでいきたい。

次の出納、議会事務局は、お目通しください。

以上の質疑がありました。

9月16日、現地調査後、午後、委員会を開催し議案に対する討論に入りました。

まず、反対論としては、高齢化に伴い地区の集会所の大規模修繕に対する負担、平和のまちづくり宣言決議からの懸垂幕の問題、かわねフォン管理委託料関係、子育て支援、若者定住支援から地名保育園再開について、平成26年度決算の指摘が平成27年度に生かされていないとして反対討論がありました。

賛成討論としては、地区集会所については旧中川根、旧本川根の地区集会所建設の経緯も違う条例で、修繕に係るものも決められていると認識している。懸垂幕に関しては、この決算に直接我々が周知する問題ではないと認識する。また、かわねフォンと東海ブロードバンドとの委託料については、当町に会社を立ち上げてくれ努力をしてくれていると認識している。金額もあの当時賛成した料金で推移している。地名保育園に関しては、町全体に保育園の定数は不足していない。委員会の多数決で決まったというものに従っていくことが正しいと思うとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、本案の本委員会の所管事項については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 次に、第2常任委員長、芹澤廣行君の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） ただいまの第1委員会の委員長報告に引き続きまして第2委員会より報告を行います。

認定第1号、平成27年度川根本町一般会計決算の第2委員会が所管するものについての当委員会の審査の経過状況の中での質問、意見、要望等について幾つか抜粋させていただきます。なお、詳細につきましてはお手元に配付させていただきました決算報告書をごらんください。

9月1日、本会議後、第1常任委員会と同じく総務課から総括説明を受けた後、9月13日火曜日、産業課を皮切りに、15日、生涯学習課までを審査いたしました。そして、16日金曜日、現地調査後、採決を実施いたしました。

まず、9月13日、産業課より議案に対する説明を受け、審議に入りました。

お手元の資料をお開きください。第2常任委員会審査報告書のページ数1ページから抜粋して、問い、答えについて報告いたします。

産業課、6款1項1目、最初、問い、農地相談員設置の効果と相談員の活動について。答え、所有者の意向がわかり、情報を農業委員と共有することで耕作放棄地解消の対策が進めやすくなる。耕作放棄地の地主と面談して意向調査を実施している。

次に、3目でございます。特産物振興補助金で自力作業道開設事業での作業道の距離はどれぐらいか。答え、自力作業道ということで、15件で計612.7mの実績がございました。

続きまして、問い、自力作業道は単価的に一律か。単価的にはメーター幾らとあり、舗装は平米で決まっているということです。

次に、4目に移ります。地域農政総合推進事業についてであります。事業決算報告書ナンバー2でございます。問い、耕作放棄地再生利用の中で、エナジーファームの県補助金が出ていない理由と、浜谷さんの自己資金計上について。答え、エナジーファームの県補助金は補助事業の決定前に着手したため対象外となり、浜谷さんは柚子の苗木代も補助金に申請したので苗木代の補助金の差額を自己資金として計上している。

次、問い、補助金を受けるのには何カ月ぐらい前に申請すればよいのか。答え、前年度の11月から12月に申請をしていただきたい。

次に、問い、耕作放棄地の累計面積はどれぐらいか。累計で57ha、再生農地が累計で7haであるということです。

次に、5目に移ります。茶業推進対策費、事業決算報告書ナンバー3であります。問い、全品の出品者が減少しているが、町として対策を考えているか。答え、可能性ある人に出品のお願いや声かけをしているがティーサークル徳山の出品が懸念されている。

飛びまして、問い、全品の入札にJAはどのようにかかわっているか。答え、昨年からはJA、農協ですね、が購入ということで精算している。今後はJAが毎年購入するということでもあります。

飛びまして、下から7行目です。問い、全品出品者への補助金は幾らか。答え、手摘みの場合、支度金として10万円、出品者に30万円を補助している。

問い、全品対策の中で上位入賞を目指し補助金増額を考えているか。答え、出品者の経費負担は大変大きな金額だと認識しており、前向きに協議していきたいと考えている。

次に、2ページに移っていただきます。

6款2項2目であります。林業振興費、事業決算報告書ナンバー4、ナンバー6であります。問い、林業室の防護柵の国・県・町の100%補助についての理由は何か。答え、天然記念物のカモシカの駆除ができないので、国・県・町が防護すべきと考えるものとして、受益者負担にならないようにということで造林に関しては全額補償している。

一つ飛びまして、問い、国有林が6割を占める川根本町でカモシカ捕獲数が50頭という数

字に産業課はどのように考えているのか。答え、天然記念物のカモシカの捕獲数は審議会において審議調整するが、捕獲数を増やすのは保護団体との関係もあり非常に厳しい状況であるという答えであります。

次に、3ページに移ってください。

商工観光課であります。2款2項6目ダム水源地域振興費、事業決算報告書ナンバー10であります。問い、長島ダム周辺施設維持管理事業補助金の減少に対してどのように対処していくのか。答え、県補助金の28年度打ち切りについては県へ要望していく。また、管理費については国交省と協議・相談をしていく。

続きまして、問い、長島ダム周辺施設維持管理費の財源確保について。答え、ダム周辺を管理するのは本来国交省だが、町が受けて管理していたという原点に戻ると、今後も協定を結び協力していくことになる。水源地を守るため、国交省、県、流域市町、当町でやることを大義名分として、現在、県へ陳情しているところである。

一つ飛びまして、7款1項6目、事業決算報告書ナンバー13であります。問い、ウッドハウスおろくぼのPRはどのように行っているのか。答え、ホームページで宣伝している。町民向けプログラム、イベント等の開催については第三者委員会を通して要望していく。

続きまして、9目の上から2番目でございます。問い、エコツーリズムツアーガイド育成委託料の内容について。答え、エコツーリズムを担う新たな人材の発掘を目的に19名が参加し、エコツーリズムのガイド養成を1泊2日で実施した。内容はカヌーツアー、カヤックツアーの体験、ガイドのポイントについての研修、リスクマネジメント等総合学習について勉強した。

一つ飛びまして、問い、現在ツアーガイドができる人は何人ぐらいいるのか。答え、エコティメンバーは70人弱と聞いているが、お客様を連れてガイドできる人はわずかである。

次、問い、奥大井観光資源可能性調査の結果について公表はいつごろか。答え、寸又のブロードコースにかかわるつり橋関係、大井川鉄道沿線の塩郷駅から徳山駅を起点としたエコツアーコースの開拓、寸又峡から千頭ダムまでの軌道敷を利用したエコツアーコースの3カ所を可能性調査したが、今後の進め方については上部と詰めている段階である。

続きまして、4ページに移っていただきます。

建設課関係であります。8款1項1目、事業決算報告書ナンバー8、ナンバー9であります。

問い、TOUKA I—0の実績について。答え、耐震診断の対象が1,440戸で診断を行った結果が251件、診断率は21.68%、ブロック塀は13件であった。

一つ飛びまして、問い、崖地近接危険住宅移転事業の条件とは。答え、移転する場合は、1、急傾斜地危険区域であること、2、静岡県建築基準条例第10条により規定しているもの、3、静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域であること、以上の3区域に住宅があることが条件となる。また、県知事、町長が危険であると是正勧告を行った場合は補助金の該当

となる。是正勧告の実例は全国で約16件ほどあるということであります。

次、5ページに移っていただきます。

教育総務課関係であります。10款1項3目、上から2番目、事業決算報告書ナンバー15、16であります。問い、川根高校支援の通学バスで島田方面からの利用者は何人ぐらいあるのか。また、バスは1日何往復しているのか。答え、大鉄減便の対応策で定期券を持つことで利用できる。川根高へ来る高校生は毎日7人から8人、島田方面へ行く学生は、毎日1名から2名ということであります。

問い、南麓寮の生徒の生活状況、健康状態、精神状態等について。答え、昨年5人、今年7人で生活しているが、ルールを決めたり自主的に共有スペースは掃除をしたり、自分たちが自炊を始めるような雰囲気があり、仲よく生活していると聞いている。

続きまして、2項1目学校管理費であります。問い、エム・エー・フジタと三菱ビルテクノサービスとの会社の違いは。答え、どちらも空調関係の会社で、入札により委託をしているということであります。

飛んでいただきまして、教育振興費。問い、中学生の海外英語研修は希望どおり参加できるのか。答え、ほぼ希望どおり参加している。

次に、6ページに移っていただきます。

生涯学習課関係であります。10款4項1目社会教育総務費、事業決算報告書ナンバー17であります。問い、図書ネット事業のネットワークについて。答え、小・中学校6校、文化会館、山村開発センターの8つの図書室をネットワークというシステムでつなぎ、一括して管理し貸し出し等を行っている。図書カードの作成により町内でも自由に利用できる。県立図書館を経由して県内全ての図書館から借りることも可能である。

続きまして、5項2目であります。保健体育費、海洋センター運営費、事業決算報告書ナンバー19であります。問い、カヌーのまちづくりを具体化するための基本的な方針とは。答え、体験機会の創出、カヌーイベントの開催、次世代の育成、競技力の向上、地域経済への波及や関係団体との連携、情報発信の強化・徹底で進めていく。

問い、インターハイ等の大会が開催できるカヌー競技場の整備について。答え、全国規模の大会は一自治体では施設のにも難しいと考える。小規模な大会も考えられるが、現時点では計画が立てられないというのが現状である。

問い、大会を開催できる競技場ができないかという話ばかりでなく、競技練習や大会ができる状況をどのようにつくるかということから始められないか。答え、競技カヌーとレジャーカヌー双方で普及していく考えです。川根高への競技支援もしている。競技の大会誘致について遅れているが、事業推進していることを御理解いただきたい。

以上であります。以上の質疑を報告いたしました。

なお、9月16日金曜日、現地調査後、午後、委員会を開催し、議案に対する討論に入りました。討論はなく、採決の結果、本案の本委員会の所管事項については全員賛成をもって原

案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案の反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

平成27年度一般会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

反対といいましても当然全てに反対というわけではなく、むしろ大部分が町民生活に直結した諸事業を執行したもので占められており、反対どころか、日々、町民の福祉と暮らし、安全の向上を目指して昼夜を分かたず努力されている行政職員の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げるものです。

にもかかわらず反対するのは、今、当町の喫緊の課題である子育て支援、若者定住支援策の拡充に対する姿勢が不十分と言わざるを得ないことです。また、逆効果としか思えない町民負担を続けていること、さらに安倍政権の憲法違反の暴走を無批判に受け入れていることなど、町民が主人公に反する内容があるからです。

子育て支援については、27年度より子供の医療費が高校卒業まで無料化されました。しかも、川根留学生も対象にするなど手厚い取り組みがされました。しかし、国のペナルティーがあるという理由で、窓口での無料化ではなく償還払いとしています。そのため、親御さんからは、高校まで広げてくれたのはうれしいが、幾ら持たせればよいかかわからないので、窓口で無料にしてほしいとの声が寄せられています。また、県のホームページでは、当町は中学3年まで無料となっていて、県内では西伊豆町と函南町だけが高校卒業までとされて、本当に残念な状況です。

また、保育料無料化や学校給食費の無料化も、相変わらず委員会丸投げ、あるいは先ほどの一般質問でもお答えがあったとおり前に進まない状況です。

子育てにはお金がかかります。時間もとられます。昔と違って子供に老後を見てもらえる時代ではありません。多くの若い人たちが収入が少なく、子育てどころか結婚さえも踏み切れないのが実情です。だからこそ、若者の移住・定住を進めるには行政のできる限りの子育て支援が重要だと考えます。これは今や、若い層だけではなく、高齢者なども含め多くの町民の願いになっているものです。27年度決算額で給食費2,000万円余、保育料も2,600万円、一般会計の全体の1%にも満たない額で無料にする効果は大だという認識がないのは、本当

に残念としか言いようのないことです。

「子どもは町の宝、教師は町の財産」を掲げて懸命に努力されていること、心から敬意を表します。と同時に、保育士も町の宝のはずです。町内の3園の園児と保育士の人数を見ると、三ツ星保育園の詰め込み、保育士不足が歴然としています。3歳未満児14人、総園児数も56人に対して保育士、調理師は11人です。桜保育園は3歳未満児6人、総園児数33人で、保育士、調理師は14人です。行政は待機児童はいないを繰り返しますが、三ツ星保育園の過密状況を解消するためにも、また若者定住促進住宅を地名に建てた目的、経緯に照らしても、地名保育園の再開を求める声が強いことをもっと真剣に受けとめるべきだと思います。

今、地名の若者定住にあきが増えています。外壁板にカビが黒く広がっていることとあわせて、保育園が身近にないことも大きな原因ではないかと私は考えています。子供の遊び場ももっと欲しいとの声が後を絶ちません。なぜまちづくりのヒントを下さる町民の皆さんの声に真剣に答えようとしないのか理解できません。

次に、逆効果の住民負担についてです。

いつも述べていることですが、地区集会所の修繕料や建物保険料などに相変わらず地区住民負担が続けられています。どの地区も高齢化が進み、区費やお祭り、地区行事の維持負担だけでも大変な状況です。その中で、老朽化していく集会所の修繕料に地区負担を、地区住民にどうしても求めなければならないことなのではないでしょうか。それでなくても、どの地区も集会所や地区内の清掃、維持管理、伝統芸能保存活動など、町にとっても重要な活動を担っておられます。また、集会所は、災害時に備えて行政が整備しなくてはならない避難所の役割も担い、むしろ町は管理費を支払っても罰は当たらないと考えます。

ウッドハウスやもりのくになどの観光施設で、もうけを本来目指している指定管理業者には、多額の維持管理費や建物の保険料はもちろん修繕もほとんど町が行っているのに比べ、なぜ大事な住民に対しては、町にとって重要な施設である集会所の維持管理、修繕を地元地区住民に負担させるのでしょうか。建物は早目、早目に修繕して長もちさせることが大事です。そのためにも地区の役員や住民の皆さんに余分な負担をかけるべきではないと繰り返し訴えても聞き入れられない行政の姿勢を容認することはできません。

さらに、安倍政権の暴走に無批判な点も指摘しなければなりません。

総務費、一般管理費の諸費で3万円の印刷製本費が支出されていますが、自衛官募集の広告掲載費との説明が載っています。当初予算では、川高生に配る自衛官募集のチラシであるとの説明がありました。そのため、そのときも猛反対をしたものです。川校生にターゲットを絞るのをやめたことは評価できますが、毎号、自衛官募集の記事を広報に載せ、一昨年からは懸垂幕を数カ月も掲示して、安倍政権が自衛隊の役割を専守防衛から憲法で禁止している他国の武力紛争に武器使用もあり得る集団的自衛権行使容認の安保法制、いわゆる戦争法と私たちは呼んでいますけれども、強行採決で国中に反対の声が沸き上がっていたさなかに無批判に自衛隊員を戦闘地へ派遣し、殺し、殺されるかもしれない環境の中に送り込むこと

に手のかす役割を果たしていることは、憲法遵守の立場からも到底認めることはできません。

それより、6年も前に議会が上げた「核兵器廃絶、平和のまち宣言」をこそ高く掲げて、戦争の悲惨な体験を風化させない取り組み、二度と再び戦争を繰り返さないと誓った憲法の大切さを子供たちに伝え、子供たちの未来を守る町の姿を内外にアピールするべきだと私は思います。

さて、当町にとって大型プロジェクトである高度情報基盤整備事業は、26・27年度で16億7,000万円となりました。町民説明会や一昨年3月発行の広報101号でも、総事業費は15億円、財源は国・県補助が6億5,000万円、合併特例債8億円、地域振興基金繰り入れで5,000万円、一般財源はゼロだという説明が載っておりました。しかし、総額は1億7,000万円も膨らみ、国・県補助は1億5,000万円も減りました。一般財源を2億1,186万円充てる結果が決算に載っています。

各世帯に配付した端末は、最初から、固定式では不便だ、高齢者には向かないなどの指摘があり、住民合意もないまま、国の補助がなくなるなどと言って見切り発車をしました。最初から指摘したように、国は、当然のことながら情報格差をなくすため、今、補助率の引き上げや運営費補助の拡充などで未整備自治体をなくそうと懸命に努めています。

端末利用料負担金2,155万円もI R U契約で、通信機器の維持管理費は相殺するとの説明しかなかった中で、工事が始まってから初めて、端末機、月1台800円の利用料を運営会社へ支払うことが最初から決まっていたなどの説明がありました。しかも、町民負担で考えていたが町の負担としたなどと寝耳に水の説明がされ、議会軽視としか言いようのないものです。運営会社に続けてもらうために必要な経費と言いますが、かわねフォン利活用の努力はほとんど見受けられず、かえってこのような業者言いなりの町の甘い姿勢が経営努力を怠らせているのではないかと思えて仕方のないものです。

さらに、マイナンバー導入のシステム改修費が戸籍や税務、福祉などいろいろなところに出ていますが、情報流出や個人情報の国による一元化など多くの批判があるものです。国がやることだから大丈夫と、無批判な国言いなりの姿勢は賛成できません。

また、毎年、いろいろな計画策定や調査委託料など、外部のコンサルタントや専門会社への支出が目立ちます。町には全然お金が落ちず、経済効果もゼロです。整ったものがつくられ無難でしょうが、今はネットを使えば豊富な情報が得られます。先進地視察など大いに町民参加を図り、多少煩雑になる面があっても、住民主体で進めてこそ、生きた計画や施設整備ができるのではないのでしょうか。

当町が掲げる「子どもは町の宝、教師は町の財産」という方針には感動を覚えます。町民にも受け入れられ、R G授業や川高存続のための思い切った取り組みにも多くの町民が拍手を送っています。放課後児童クラブの6年生までの引き上げにも、うれしいとの声が出されています。学校給食費の滞納状況、就学援助費の受給状況、親の経済力が深刻な子供の貧困を招いていることが社会的に取り上げられている今、行政は真剣にこういう問題に立ち向か

うべきだと考えます。

最少の支出で最大の効果を生むのが地方自治体の責務であり、住民に信頼されるまちづくりのかなめであることを述べまして、行政のさらなる努力を求めまして、私の反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、私は、平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

この決算につきましては、各委員会に付託された案件であり、委員会において、各課から事前に提出された決算書、決算資料等に基づき、各課長等により目ごとに決算の内容、補正、流用、不用額の理由等が詳しく説明され、各議員も、説明でわからなかったことや日ごろ課題として捉えていること、事前に決算書等を見る中で疑問に感じたこと等について質疑が行われ、行政側からの詳しい回答を受けながら3日間にわたり決算の内容を慎重審議した結果、4日目の委員会において、委員長に一任された決算審査会の報告が議員の賛成多数で可決されていることをまず最初に申し述べさせていただきます。

最初に、歳入であります。町税の確保においては、限られた人員の中で職員が徴収マニュアルに基づき適正に処理されていて、徴収率も県下で上位を維持し、昨年と比較し徴収率は現年、過年度分ともに伸びています。不納欠損処理による影響は考えられなくはありませんが、特に滞納繰越分の徴収率が前年を大きく上回っていることは、職員の努力のあらわれと評価することができます。

平成27年度の町全体の不納欠損額は568万8,000円で少ない額とは言えませんが、不納欠損事由は、時効の成立によるもの15件、執行停止・即時消滅が2件と、地方税法等により適切に処理されているものと認めます。

一言つけさせていただくなら、不納欠損は債権を放棄することであるので、催告、戸別訪問、分納、差し押さえ、競売等の手続に基づいた後の不納欠損処理を今後はお願いしたいと考えております。

国・県補助金においても、過大な見積もりは認められず、ほぼ予算で見込んだとおりの額が確保されており、事業執行のための貴重な財源となっています。

地方債については、額で前年比6億円ほど増えていますが、これは高度情報基盤整備事業の推進や若者交流センター奥流の建設、デジタル無線の整備等に対する財源としての借り入れであり、町の施策を進め、新しい町の将来像を具現化するために必要な財源確保のための措置と考えられます。

歳出についてであります。各目ごとに生じた不用額は、事業未実施や事業費等を過大に見積もったことに原因があるのではなく、予算の目的は十分に達成しながら、節約、工夫によって生じたものと考えられます。また、目内流用も行われていますが、これもやむを得ない事由、職員の異動等によるものであり、必要最小限にとどめられています。

補正においても、制度の改正による新規事業の追加や緊急やむを得ない事業の実施のための予算計上であり、問題はないものと思われます。

最後に、予備費から89万7,000円が地域医療推進費として支出されていますが、予備費流用の原因は上長尾田澤内科医院敷地の購入経費の不足によるものであり、これは、土地の鑑定評価が行われた結果、平米当たりの単価が上昇したものであり、緊急やむを得ない予算執行と考えます。

以上の理由から、私は、平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算について賛成いたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第1常任委員長、第2常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成27年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。



◎日程第3 認定第2号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第7号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、認定第2号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定から日程第6、認定第7号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定まで、以上4件を一括議題とします。

第1常任委員長、藺田靖邦君から審査結果の報告を求めます。第1常任委員長、藺田靖邦

君。

○第1常任委員長（藺田靖邦君） ただいま議題となりました認定第2号、川根本町国民健康保険事業特別会計、認定第3号、川根本町後期高齢者医療事業特別会計、認定第4号、川根本町介護保険事業特別会計、認定第7号、川根本町いやしの里診療所事業特別会計の一括報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料、第1常任委員会報告書の12ページ、生活健康課、国民健康保険事業特別会計です。

抜粋して申し上げます。

8款1項1目、2つ目です。特定健診で再検査を指示された場合の支出は。一般会計の4款1項4目の健康増進費、その中の健康づくり事業費で対応している。

次、13ページ、後期高齢者医療事業特別会計にいきます。

歳入に関してです。1款1項1目、2目、特別徴収と普通徴収の対象人数等は。金額は特別徴収が6,055万200円、普通徴収が2,168万8,700円。特別徴収の対象人数は国保で98人、後期高齢者医療で2,082人。

次は、14ページ、介護保険事業特別会計。

2款1項1目介護サービス等諸費、通所介護が減っている理由は。町の傾向としては、介護度が軽い方と重い方との二極化がある。若い世代の方、65歳から70歳前半の方は施設に通所するより自宅にヘルパーさんに来てもらうという傾向がある。その結果、訪問看護が伸びている。

次、15ページ、いやしの里診療事業特別会計です。

2款1項2目、訪問看護事業が実施できなかったが島田市の民間事業所から、当初は1事業所、現在は2事業所が町内で訪問看護事業を展開してくれている。今後、地域包括ケアシステムや法改正等、需要があれば事業の必要性を見きわめながら検討していく。

以上です。

決算報告の中で順番にいきますが、まず平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に関する当委員会の審査の経過は今まで報告いたしました。討論はなく、採決の結果、本案の本委員会の所管事項については全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。これも本案の本委員会の所管事項については賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、ここでは討論がありました。

まず、反対討論としては、介護保険料の額は県内でも率で2番目、金額で一番高い値上げがされ、高齢者の人たちの負担も重く、利用者の気持ちとしてはサービスの利用をなるべく

控えなければいけないというような思いが生じた。県の借入金、町の一般会計からの繰り入れをし、先に大きな値上げをするというのはやはり食いとめなければいけなかったと思うということで、反対の発言がありました。

賛成の討論としては、この介護保険は、3年間の介護保険料を前回上げ、その流れがこれから決まっていくということであり、利用の変化は年齢的なものもあり、そういうものの流れの中で単年で見るのではなく3年間の経過を見てそれから結論を出す問題だと思いますので賛成との発言がありました。

続いて、認定第7号ですが、いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。採決の結果は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で……

(「委員長、字が間違っています。12ページ、2款2項3目の問いですけども、柔道整復の漢字が違います」の声あり)

○第1常任委員長(藺田靖邦君) 合っています。鈴木議員が違うと思いますよ。

○議長(太田侑孝君) 暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時05分

○議長(太田侑孝君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

第1常任委員長、藺田靖邦君。

○第1常任委員長(藺田靖邦君) ということで、柔道整復というのは字は間違っていないということですので、改めて鈴木議員、御確認いただきたい。

ということで、第1常任委員会所管の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(太田侑孝君) 委員長の報告が終わりました。

これより認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第1常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、認定第2号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第1常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成27年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

先ほどは国保特会の決算認定で委員長に私の記憶違いということで失礼なことを言ったようですけれども、申し訳ありませんでした。

介護保険事業特別会計決算、反対の立場から討論を行います。

これも一般会計の決算と同じですけれども、当然のことながら反対というのは本当につらい思いをしながら申し上げるわけですけれども、担当の職員の皆さん、また行政全体の皆さん、介護保険というのは私たちが年をとったときに一番支えになる大事な事業ですので、日夜頑張ってくださいている皆さんに本当に頭が下がる思いをしながら、反対討論を述べさせてもらいます。

本当になくてはならない制度だからこそ改善していただきたいところもあるということで述べさせていただくんですけれども、国の制度がどんどん給付費抑制と負担増を繰り返して、私たちの年金は増えるどころか減らされているわけです。その中から、なくてはならない、介護状態になりたくはないんだけど喜んでなっているわけではない、そういう状況の一番よりどころになる制度ですので、本当に自分たちの年金の中で払っていけるのかな、利用ができるのかなということを、私は今、議員をやっていますけれども、議員をやめたらわずか月数万円の年金の中で大丈夫かなといつも主人と相談をしています。

そういう状況で、国が負担増と給付抑制を繰り返して低所得者ほど利用ができないという状況を全国的にはつくっているということですが、けさの一般質問で当町では、聞いていて、担当の課長さんの答弁が職員の方の努力を本当に反映されていた答弁をしていただきましたので、介護難民とか下流高齢者とか、そういうことをこの町ではつくっていないんだと、本当にありがたく感じました。

でも、平成12年度に始まったこの制度ですけれども、3年ごとの見直しのたびに保険料が上げられてきました。第6期介護保険事業の1年目となった27年度は、制度開始時の2倍以上となる月額5,600円、基準月額での保険料になりました。このとき、1,240円という県内で一番大きな値上げ額、そして保険料も県内でも高い保険料になりました。また記憶違いかもしれませんが、多分、2番目に高い保険料になったのではないかなと思っております。

この制度は、年金が月額1万5,000円以上あれば有無を言わず年金天引きの特別徴収をされますけれども、だからそこでは滞納は絶対にできないわけです。でも、年金がそれ以下の人のところでは自分で納付するので、普通徴収のため払えなくなるということで、私はそれは当然ではないかと思うんです。国税がまだ特別徴収、普通徴収に分かれていなかったときには、高齢者のこういう特徴はやらないというふうなことがされていましたが、今は本人が嫌だと言わない限りは特徴やってもいいというふうに変ってきていますけれども、介護保険はこれだけではなくて、利用するときには1割、ちょっと所得があれば2割ということで、安心して生活できる収入ではないのに大きなお金がかかっていくという状況があります。

負担限度額というものもあるし保険料も所得に応じて軽減がありますけれども、でも制度として、これからもどんどんこういう大変な状況が続いていく制度であるということをもまず認識して、国に対してこういう制度改悪を許さないという姿勢が私たち住民の立場に立つ議員

には必要ではないかということで、私は反対討論をさせていただいています。

長期滞納で10割負担になる人も今のところいらっしやらないということで、介護を受ける必要がない状況というのを前には聞いたんですけども、けさは、そういうことではなくて、担当のほうで上手に分納というのを使って10割負担にならないように工夫をしてくださっているということでも、本当にすごいなと思いました。

でも、町民の人たちは、去年の介護保険料の引き上げで介護保険料がまた上がったとか、国保税上げていないのに国保税が上がったとか、もう何でも上げられたという感じで、後期高齢者医療の保険料も上がったものですから、最近もうわからなくて、あれも上がった、これも上がったというふうに私は訴えられています。

年金は減らされる一方で介護状態になってもサービスなど受けられない、どうやって生きていけばいいのかという驚きや悲鳴が上がっているのも事実です。でも、そのため必要なサービス提供と本人の負担能力を勘案して、先ほどから申していますが、職員の方が必要なサービスが受けられないようにならないようにと本当に努力されている、そこには心から敬意を表するものです。

でも、県内で2番目に高齢化が高いこの川根本町です。介護サービスの利用が増えていくのは当然だと思います。そして、それが保険料の値上げに直結するこの制度、このままでは安心して利用できない、年をとることができない、これは町民の認識になってきている、多くの人たちがそういう認識になってきている。

だからこそ、私はずっと述べていましたけれども、一般会計からの繰り入れをして予防にも力を入れてくださっていますし、早目早目にサービスが利用できるようにして重度化させていけないということが重要だと思います。

でも、一般会計からの繰り入れで保険料値上げを回避するように、食いとめるようにということは聞き入れられませんでした。保険料の驚く値上げで、保険料収入は1億8,000万円から2億2,400万円に4,400万円も増えています。しかし、給付費は10億7,500万円から10億5,200万円ということで、2,300万円、27年度は下がっているわけです。

特養の30床増床やグループホームの増設を見込んだために大幅な値上げになったという説明ですが、施設増設は今現在も遅れている状況で、見込みの仕方が、私はやっぱり住民負担、高齢者への負担を回避しようというその情熱が薄かったんじゃないかというふうに思います。県の基金から借り入れもできますし、足りなくなれば一般会計からの繰り入れもできるわけですから、重い負担の軽減は極力避けるべきだったと思います。

また、1款1項1目の一般管理費で、ここでもマイナンバー制度に伴うシステム改修業務委託料217万5,000円が支出されていますけれども、マイナンバー法の危険性は、言うまでもなく、国の押しつけ事業でありながら決算資料の財源内容では国・県支出金は14万8,000円しかなくて、前年には介護保険の報酬改定に伴うシステム改修費297万円に対して国・県支出金が148万5,000円入ってきたのに比べると、国の無責任な姿勢だというふうに言わざるを

得ません。

行政は、国も町も、セキュリティは厳重だから漏えいや不正使用は起きないと言われましたが……

(発言する声あり)

○10番(鈴木多津枝君) 当初予算でも述べたように、基準に合った原発は安全だから動かすという安倍内閣と同じ考えではないかと、本当に安全なのかということが問われる問題です。

今、隣の森議員から指摘されましたけれども、私が柔道、国保のところでは、委員長審査報告のとおり間違いないということでしたので、私は深くおわびを申し上げます。

そして、27年度の介護保険事業改正で、要支援1・2の通所訪問サービスが介護保険から町が行う介護予防事業・日常生活支援総合事業に移行されたんですけれども、国は市町村の負担が、これは一挙にやると大きいからというので経過措置を設けて、当町は28年度に実施をするということにしました。そのため27年度は決算には出てきていませんが、町の姿勢次第では、今までの介護サービスが専門職からボランティアに移るなど介護資格のない人にも置きかえられることもできますし、今までのサービスを受けられなくなる可能性もあるわけですから、私たち議会は行政との情報交換を密にしていかなければならないと思います。でも、個人情報という縛りもあってなかなかそれがつまびらかにならないのも事実で、議会のチェック能力の強化が強く求められるものだと思います。

幸い、当町は今までのサービスを後退させないと宣言され、むしろ縛りがなくなった分、今まで以上に予防に力を入れて、介護の重度化を防ぎ保険料が増えないように努めるという方針を打ち出されており、小さな町だからこそできるきめ細かなサービス構築に大いに今後も期待するものです。

このような担当課職員の皆様の努力に感謝しつつも、27年度決算では給付の高見積もりで保険料が県内でも最高の引き上げになったことで町民からは負担増に対する悲鳴が上がっていることや、安心して介護が受けられるような町にしようとする担当者の努力に、これは水をかけることになるのではないか、町民のサービス利用にブレーキをかけて重症化を招く可能性があるのではないかなど指摘しまして、職員配置の充実、一般会計からの繰り入れで保険料値上げを回避して町民に信頼されるまちづくりを進めることを強く求めて、反対討論とします。

○議長(太田侑孝君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番(中澤莊也君) 11番、中澤莊也です。

私は、認定第4号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対者の意見の中で、保険料については、値上げ幅が大きかったせいで県下で2番目ぐらいに高くなるということがございました。でも、この27年度の介護保険の予算については、

24、25、26年度の要介護・支援者の認定者数とか介護サービスの見込み量、特に統計によりますと24、25年度で非常に介護給付費が増えていたという経過があって、さらに27年度以降、特養の増床とサービス事業、小規模多機能のグループホーム等の事業所が増えるということで、給付費が上がるという見込みを立てられた上での予算措置であります。

今後の経過を見ていきますと、やはり川根本町の高齢化率を見てみましても介護度は年々高い方が増えていますし、今後、給付費が増えていくという見込みは立てられるというふうを考えます。

ですので、特に保険料であります、過大な見積もりがされているとは思いません。実績を見て、今後の要支援・介護者の推移を見ながら立てられた事業であり、その保険料についても適正に介護給付や介護予防費ということで充てられていますし、低所得者の保険料については軽減措置というものがあり、法的に適正に処理されているというふうに認めます。

以上の理由をもって、私は、この介護保険特別会計の歳入歳出決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから認定第4号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第1常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第1常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 認定第5号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第6号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計歳入
歳出決算認定について

○議長(太田侑孝君) 日程第7、認定第5号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定から日程第8、認定第6号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定までを一括議題とします。

第2常任委員長、芹澤廣行君から審査結果の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長(芹澤廣行君) 引き続きまして、認定第5号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に関して第2常任委員会の審査の経過状況を報告いたします。

その中で質問、意見、要望等については幾つか抜粋させて報告させていただきますが、お手元にございます資料7ページを見ていただきたいと思います。

2款2項1目簡易水道建設費でございます。この中の質疑を抜粋して報告いたします。問い、水圧が低下して水道が使用できない家への加圧器の設置はできないか。答え、今までは加圧ポンプの負担は個人負担である。特に影響が多数に及ぶ場合は、配水池を高い場所に移転して対応している。また、1軒、2軒という個人に対する保証はしていないが、検討していきたいということです。

一つ飛びまして、問い、以前に三津間の沢だけでは水量が少ないという話で、節水要請があったと聞いているが、現在はどのようになっているか。答え、数年前、農業用水施設ができる前にあったということだったが、久野脇のほうで農業用水タンクができて改善されたと思われるということでございます。

続きまして、認定第6号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定に関する第2常任委員会の審査の経過を御報告いたします。

お手元の資料、8ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目維持補修費でございます。問い、これは大間地区でございますが、寸又峡温泉の引湯管敷設工事が完璧に終わったが、再補修工事が必要との見込みはあるか。答え、工事の方法は露出管方式なので故障の場所の特定がすぐわかる点、また保温材を巻いた特殊なものなので、大きな落石がない限り故障の心配はない。

続きまして、問い、各温泉の湧湯量はどれぐらいか。答え、寸又峡温泉は源泉が2本あり、1本は42.2度のお湯が毎分2190、2本目は41.9度のお湯が毎分1900出ております。千頭温泉は17度のお湯が毎分33.40、接岨峡温泉が19.6度のお湯が毎分1500、白沢温泉は温度が13.8度で毎分2.30の湯量ということでございます。

以上が質疑でありました。

この後、9月16日、現地調査後、午後、委員会を開催し、議案に対する討論に入りました。討論はなく、採決の結果、第5号、第6号につきましては全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 委員長の報告が終わりました。

これより認定第5号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 温泉事業特別会計のところでは1点だけ質疑をさせていただきます。

それは、温泉について各温泉の湯量、温度を審査されていますけれども、旧中川根のほうには梅島下に温泉が出ましてスタンドをつくっています。温泉スタンドといいます。ここには入っていませんし、そのことについて何か委員会で議論があったような気がするんですけども、委員会ではそのことについては審査はされなかったのでしょうか。意見は出なかったのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 梅島下の今温泉スタンドがある、この温泉については質疑はございませんでした。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第2常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

○議長(太田侑孝君) 次に、認定第6号の委員長報告に対する質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する第2常任委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第9 川根本町議会議員派遣の件

○議長(太田侑孝君) 日程第9、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣のとおりであります。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件についてはお手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◇

◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期等議会の運営に関する事項について継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎日程第11 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（太田侑孝君） 日程第11、広報委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（太田侑孝君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉 会

○議長(太田侑孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成28年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分